

第三次東大和市

特別支援教育推進計画

令和4年度～令和8年度

令和4年3月

東大和市教育委員会

はじめに

市教育委員会は、東大和市における特別支援教育の目指している方向性を体系的に理解・共有することを目的として、平成 26 年に「東大和市特別支援教育推進計画」を、平成 29 年に「第二次東大和市特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育の推進を進めてまいりました。同計画においては、学校や関係機関はもとより、市民や保護者にも、特別支援教育や学校内での取組状況がわかりやすいように一貫した取組を実施してまいりました。

この間においても、障害者権利条約の批准と関連する国内法の整備やインクルーシブ教育に関する国の動向、GIGA スクール構想等により、支援を必要とする児童・生徒を取り巻く状況に様々な変化がありました。

こうした状況の変化を踏まえて、令和 4 年 4 月から始まる「第三次東大和市特別支援教育推進計画」では、これまでの特別支援教育に関する取組を引き続き実施していくとともに、時代や環境の変化に応じた新たな取組に挑戦することで、支援を必要とする児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するための教育を実現してまいります。また、特別支援教育に関する様々な取組をすべての児童・生徒や保護者、地域の皆様に周知し、ご理解いただくことにより、一層の特別支援教育の理解推進を図ってまいります。

市教育委員会は本計画を着実に推進し、支援が必要な児童・生徒の社会的自立を図ることや地域の一員として生きていく力を培い、地域全体で特別支援教育の理解を深め、共生社会の実現を目指してまいります。

今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

東大和市教育委員会

目 次

はじめに

I 計画策定にあたって

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 国等の特別支援教育に関する動向・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 東大和市における関連する計画等の状況・・・・・・・・ 5
- 5 計画の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

II 東大和市における特別支援教育の現状

- 1 特別支援学級の設置状況【小学校】・・・・・・・・・・ 1 0
- 2 特別支援学級の設置状況【中学校】・・・・・・・・・・ 1 1
- 3 特別支援学級の児童・生徒の在籍状況・・・・・・・・ 1 2
- 4 学校における校内委員会の取組・・・・・・・・・・ 1 3

III 第二次東大和市特別支援教育推進計画の取組成果と課題

- 1 学校指導体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- 2 特別支援教室・特別支援学級の充実・・・・・・・・・・ 1 9
- 3 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
- 4 保護者支援・相談体制の充実・・・・・・・・・・・・ 2 1

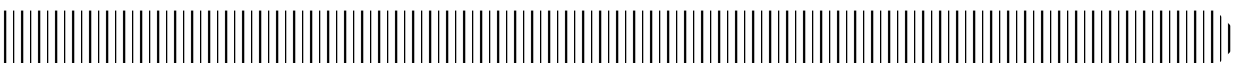
IV 第三次東大和市特別支援教育推進計画

第三次東大和市特別支援教育推進計画（体系図）・・・・・・・・ 2 3～2 4

- 1 学校の指導体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
 - （1）校長のリーダーシップによる特別支援教育の視点での学校経営・・ 2 7
 - （2）全教職員の特別支援教育の理解促進と指導力の向上・・・・・・・・ 2 8
 - （3）校内支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
 - （4）学校生活支援シート・個別指導計画の作成と活用・・・・・・・・ 3 0
 - （5）多様な人材活用による支援の充実・・・・・・・・・・・・ 3 1
 - （6）学習環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2
 - （7）特別支援教室等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
 - （8）特別支援学級の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- 2 ライフステージに対応した特別支援教育体制の連携・充実・・ 3 5
 - （1）早期発見・早期支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
 - （2）幼稚園・保育施設等と小学校の連携・・・・・・・・・・・・ 3 7
 - （3）特別支援学校との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8
 - （4）卒業後の進路先との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
 - （5）地域における切れ目ない支援体制の構築・・・・・・・・・・・・ 4 0

3	保護者支援の充実	4 1
(1)	就学相談システムの充実	4 2
(2)	情報発信の充実	4 3
(3)	相談体制の充実	4 4
V	計画の実施と評価	4 7
VI	資料・用語解説	
	就学支援シート	4 9
	ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくり	5 0
	学校生活支援シート	5 2
	個別指導計画	5 4
	特別支援教室リーフレット（小学校）	5 6
	特別支援教室リーフレット（中学校）	5 7
	特別支援教育啓発パンフレット（未就学児保護者向け）	5 8
	自立活動の目標と内容（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領より）	5 9
	学習と行動のチェックリスト（小学校1、2学年用）	6 0
	学習と行動のチェックリスト（小学校3、4、5、6学年用）	6 2
	学習と行動のチェックリスト（中学生用）	6 4
	文字の読み書きチェックリスト	6 6
	社会性・行動のチェックリスト	6 7
	用語解説	6 8
	第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱	7 0
	第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会委員名簿	7 1
	第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会経過	7 2
	パブリックコメント	7 2

I 計画策定にあたって



I 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

東大和市では、国の法令及び東京都の実施計画や通知等に基づき実践してきた特別支援教育について整理し、市が目指している方向性を体系的に理解・共有することを目的として、平成26年に「東大和市特別支援教育推進計画」を、平成29年に「第二次東大和市特別支援教育推進計画」を策定し、これらの計画により特別支援教育の推進を進めてまいりました。

ここで、第二次東大和市特別支援教育推進計画の計画期間が令和3年度で終了となりますが、依然として特別支援教育に対するニーズが多様化していることを踏まえ、特別支援教育の一層の推進を図るとともに、市民（保護者）・学校・関係機関が共に就学や進路、就労について考え、将来に見通しが持てる相談体制を引き続き目指す必要があることから、「第三次東大和市特別支援教育推進計画」を策定するものです。

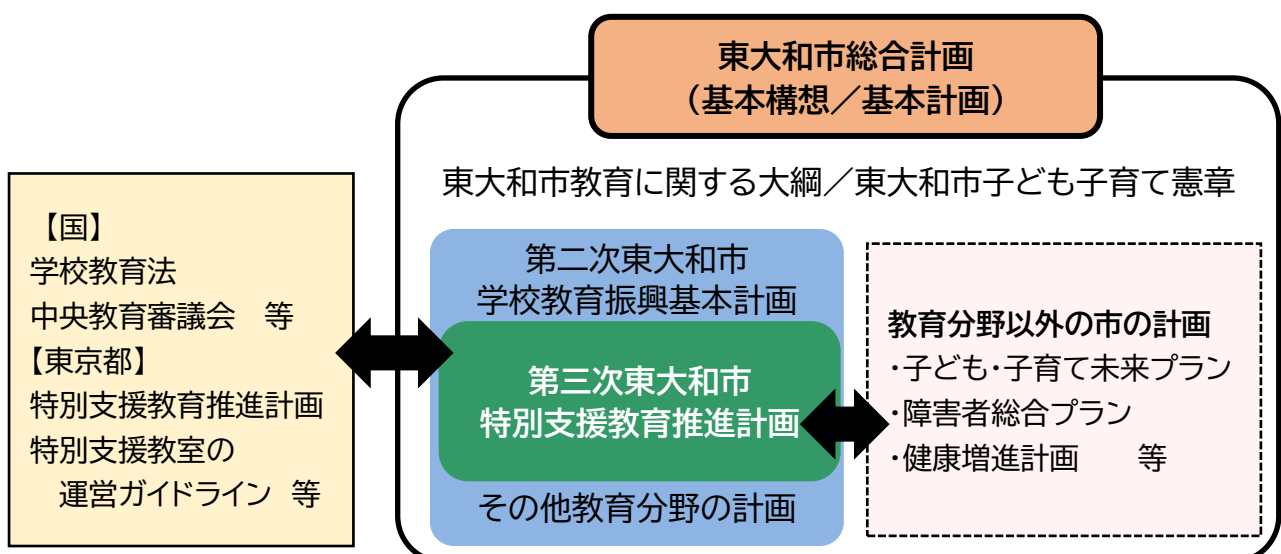
2 計画の位置づけ

第三次東大和市特別支援教育推進計画は、東大和市総合計画（基本構想/基本計画）で定められた施策の一つである学校教育施策の長期的な指針「第二次東大和市学校教育振興基本計画」の中の、特別支援教育の推進について具体化し、その方向性を示すものです。

本計画は、国の法令や指針、東京都の実施計画等の動向を踏まえるとともに東大和市子ども・子育て未来プランなどの各行政計画との調和を図り策定します。

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としており、中間年度である令和6年度に見直しを行います。

表1 第三次東大和市特別支援教育推進計画と他計画等の関係



3 国等の特別支援教育に関する動向

(1) 学校教育法の一部改正

平成19年4月に、従来の「特殊教育（心身障害教育）」から「特別支援教育」への転換が図られました。特別支援教育は、発達障害を含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されることとされました。また、平成25年9月における学校教育法施行令の一部改正では、障害のある幼児・児童・生徒の就学先について、区市町村教育委員会が、幼児・児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改定されました。

(2) 児童の権利に関する条約

平成6年4月、国は「児童の権利に関する条約」に批准、同年5月に発効しました。同条約は、18歳未満を「児童」と定義し、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。国際人権規約において定められている権利を児童について詳しく表し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項が規定されています。

(3) 障害者の権利に関する条約の締結

平成19年9月、国は「障害者権利条約」に署名し、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等の国内法の整備を進め、平成26年1月に批准しました。条約第24条では、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。また、この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

(4) 障害者基本法の改正

障害者権利条約の批准に先立ち、平成23年8月に障害者基本法が改正されました。障害者の教育については、第16条において「障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。

(5) 障害者差別解消法の制定

平成28年4月に障害者差別解消法が制定されました。同法は「障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者に対する合理的配慮の提供」について行政機関等の法的義務と定められるなど、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

(6) 発達障害者支援法の改正

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成28年5月に改正されました。この改正では、切れ目なく発達障害のある方の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第8条において、国及び地方公共団体は、「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うこと」等が新たに規定されました。

(7) 児童福祉法の一部改正

平成28年6月に、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応として、医療的ケア児への支援の体制整備が努力義務とされました。教育関係においては、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との連携に加え、関係機関とも連携しながら、その教育的ニーズにより一層適切に応えられるよう求めています。

(8) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行されました。同法の基本理念として、医療的ケア児が医療的ケアを必要としない幼児・児童・生徒と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に医療的ケアに係る支援が行われるなど、社会全体で支えることが示されました。また、第10条では、国及び地方公共団体は医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を図られるよう必要な措置を講ずることとされています。

(9) 中央教育審議会初等中等教育分科会による報告

国では、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

(10) 障害者活躍推進プランの策定

国では、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出し、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進するため、障害者活躍推進プランを策定しました。同プランは、重点的に進める6つの政策プランが掲げられ、教育分野では「発達障害等のある子供達の学びを支える～共生の「学び」に向けた質の向上プラン～」を定めています。

(11) 中央教育審議会による「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（答申）

国は、中央教育審議会に「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問し、令和3年1月に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」の答申を受けました。この答申では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」

とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としました。その中で、「新時代の特別支援教育の在り方について」の基本的な考え方として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進することとされています。

（１２）東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定

平成１６年１１月、東京都教育委員会は、東京都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」を策定しました。平成２９年２月には「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念とした「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定しました。

参考 （８）中央教育審議会初等中等教育分科会による報告

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
（平成 24 年7月 抜粋）

○ 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

○ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

○ 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。

② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。

③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

○ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

○ 今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の 10 年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

4 東大和市における関連する計画等の状況

(1) 第三次基本構想・第五次基本計画（令和4年度～令和23年度）

令和4年度を初年度とする「（仮称）東大和市新総合計画」の策定作業を進めています。新総合計画では、20年後に市が目指すべき“まち”の姿（将来都市像）を掲げる（第三次基本構想）とともに、その将来像を実現するために当初10年で行うべき施策を明らかにします（第五次基本計画）。

第三次基本構想では、基本目標として以下の6つを掲げています。

- 子どもたちの笑顔があふれるまち
- 健康であたたかい心がかよいあうまち
- 安全・安心で利便性が高いまち
- 心豊かに暮らせるまち
- 環境にやさしいまち
- 暮らしと産業が調和した活力あるまち

(2) 第二次学校教育振興基本計画（平成31年度～令和5年度）

学校教育振興基本計画では、以下の教育目標を掲げています。

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

(3) 子ども・子育て未来プラン（令和2年度～令和6年度）

子ども・子育て未来プランでは、以下の基本目標を掲げています。

- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります
- ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境を作ります
- 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります
- 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります
- 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

(4) 第2次障害者総合プラン（令和3年度～令和5年度）

第2次障害者総合プランでは、以下の計画目標を掲げています。

- 自立を支える基盤の整備と充実
- 自立を支えるサービスの充実
- ライフステージに対応した支援の充実
- 共生社会実現を目指した地域づくり

(5) SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標です。

令和12年を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsでは、達成すべき具体的目標として、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）が示されています。

このSDGsについて、国では、平成28年に「SDGs実施指針」を策定し、SDGsを全国的に実施するためには、地方自治体などによる積極的な取組が不可欠であるとしています。

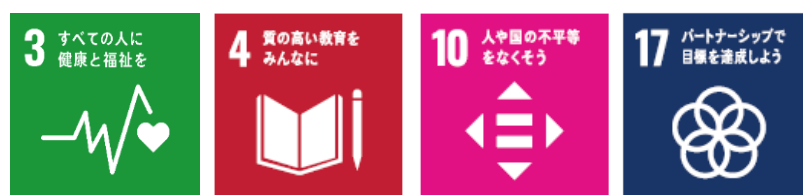
当市では、SDGsで掲げられている17のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関連があり、地方自治体の取組そのものが、SDGsの達成につながるものであると考えています。本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでいきます。

図1 SDGsの17のゴール



上記のうち、本計画と密接な関連のあるゴールは、以下のとおりです。

図2 本計画と密接な関連のあるゴール

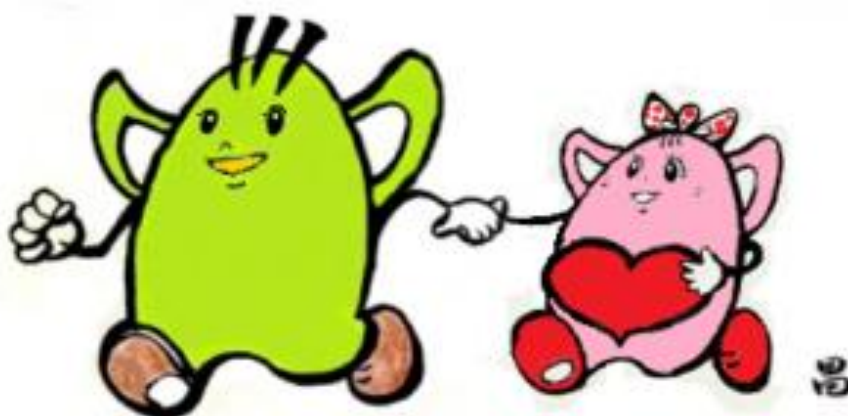


5 計画の理念

特別支援教育の理念は、「発達障害を含め障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」ものです。第二次計画ではこの理念のもとに、特別支援教育に係る施策を計画的に進めてきました。

本計画では、第二次計画の理念を継承し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることや地域の一員として生きていく力を培い、地域共生社会の実現を目指して、計画の理念を次のように定めます。

『すべての子どもたちがお互いを尊重し、
豊かな心で生き生きと育つまち 東大和』



東大和市教育委員会キャラクター

やまとつくんと ころちゃん

II 東大和市における 特別支援教育の現状



Ⅱ 東大和市における特別支援教育の現状

東大和市には、市立小学校10校、市立中学校5校の計15校があります。

児童・生徒一人一人の多様な教育ニーズや発達の状態等に応じた教育を行うために、少人数学級で個別指導を中心とする特別支援学級（固定制）、学習面や行動面の課題または言葉の発達の課題に対して一部の特別な支援を週1回程度行う通級指導学級・特別支援教室を設置しています。

児童・生徒一人一人には、それぞれの課題や特性があります。通常の学級では、学校生活の様々な場面で苦手とすることがあります。支援を必要とする児童・生徒の把握と支援、情報を共有するシステムとして各学校に「校内委員会」を設置し、特別支援教育の中心的な役割を担っています。

児童・生徒及び保護者の特別支援教育に対するニーズは高まっています。児童・生徒の支援のためには発達障害等の早期発見・早期支援が重要とされていることから、幼稚園・保育施設等への巡回相談や乳幼児健康診査による早期発見、教員の特別支援教育の理解や指導力向上による早期支援の強化に取り組んでいます。

各学校では特別支援教育の推進に向けて様々な取組を行っています。「ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくり」では、どの児童・生徒にも安心感を与え、落ち着いた学校生活を送るための視点を整理し、活用しています。また、学校生活支援シート等の作成による児童・生徒の実態把握に努め、学校内における支援体制の充実を図っています。

児童・生徒が学校生活で困っていること（例）



1 特別支援学級の設置状況【小学校】

（１）特別支援教室：全校実施

在籍学級での学習におおむね参加できているものの、行動面や一部学習のつまずきがあり、個別に改善・補充を必要とする児童が対象です。

在籍する学校の特別支援教室で指導を受けます。

拠点校	巡回校	グループ名称
第二小学校	第八小学校、第十小学校	くぬぎグループ
第六小学校	第三小学校、第四小学校、第五小学校	けやきグループ
第七小学校	第一小学校、第九小学校	ななもりグループ

（２）ことばの教室（通級制）：１校設置 第七小学校

在籍学級での学習に参加でき、ことばの発達に課題があり、特別支援教室、特別支援学級での指導が不要な児童が対象です。

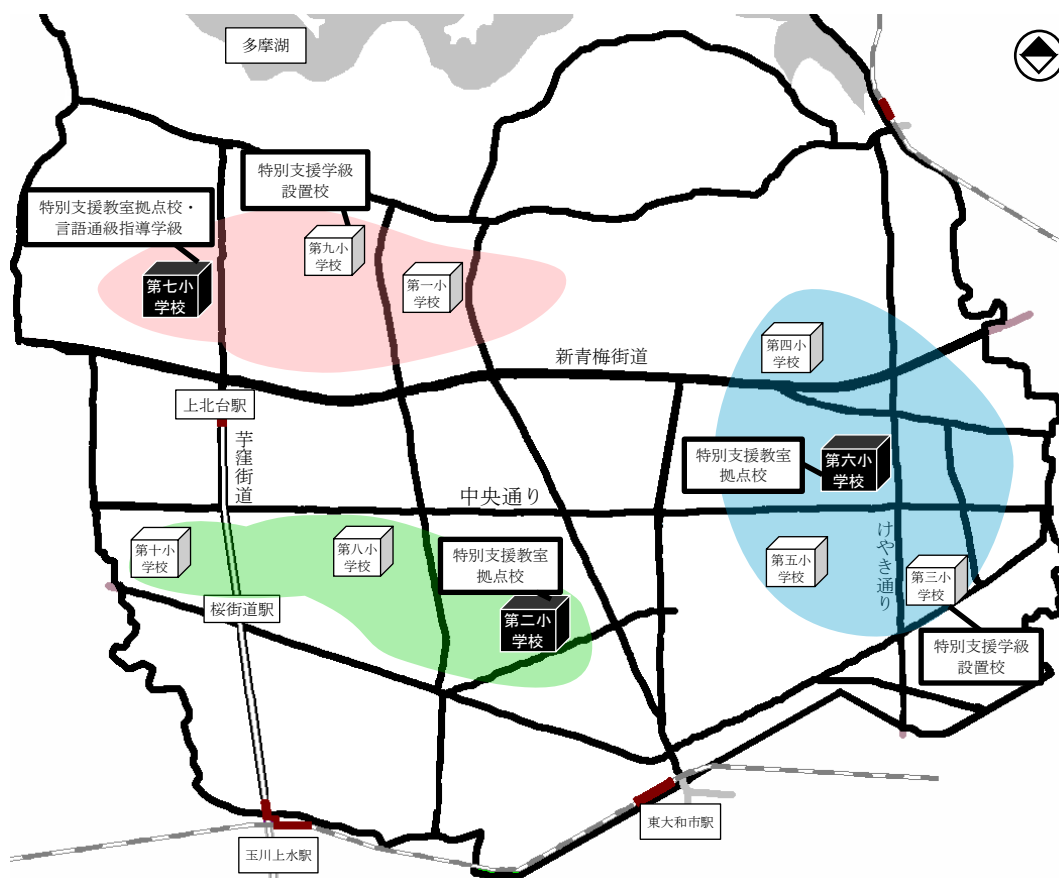
第七小学校に週１日６０分程度通級して、特別な指導を実施します。

（３）知的障害学級（固定制）：２校設置 第三小学校、第九小学校

軽度の知的発達の遅れがあり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、学習では文章を読んで短くまとめるなどが困難な児童を対象としています。

少人数学級で個々の課題に応じた教育を実施します。

図１ 東大和市立小学校の地図



2 特別支援学級の設置状況【中学校】

（１）特別支援教室：全校実施

在籍学級での学習におおむね参加できているものの、行動面や一部学習のつまずきがあり、個別に改善・補充を必要とする生徒が対象です。

在籍する学校の特別支援教室で指導を受けます。

拠点校	巡回校	グループ名称
第二中学校	第四中学校、第五中学校	二中ステップ
第三中学校	第一中学校	三中ステップ

（２）知的障害学級（固定制）：２校設置 第一中学校、第五中学校

軽度の知的発達の遅れがあり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、学習では文章を読んで短くまとめることなどが困難な生徒を対象にしています。

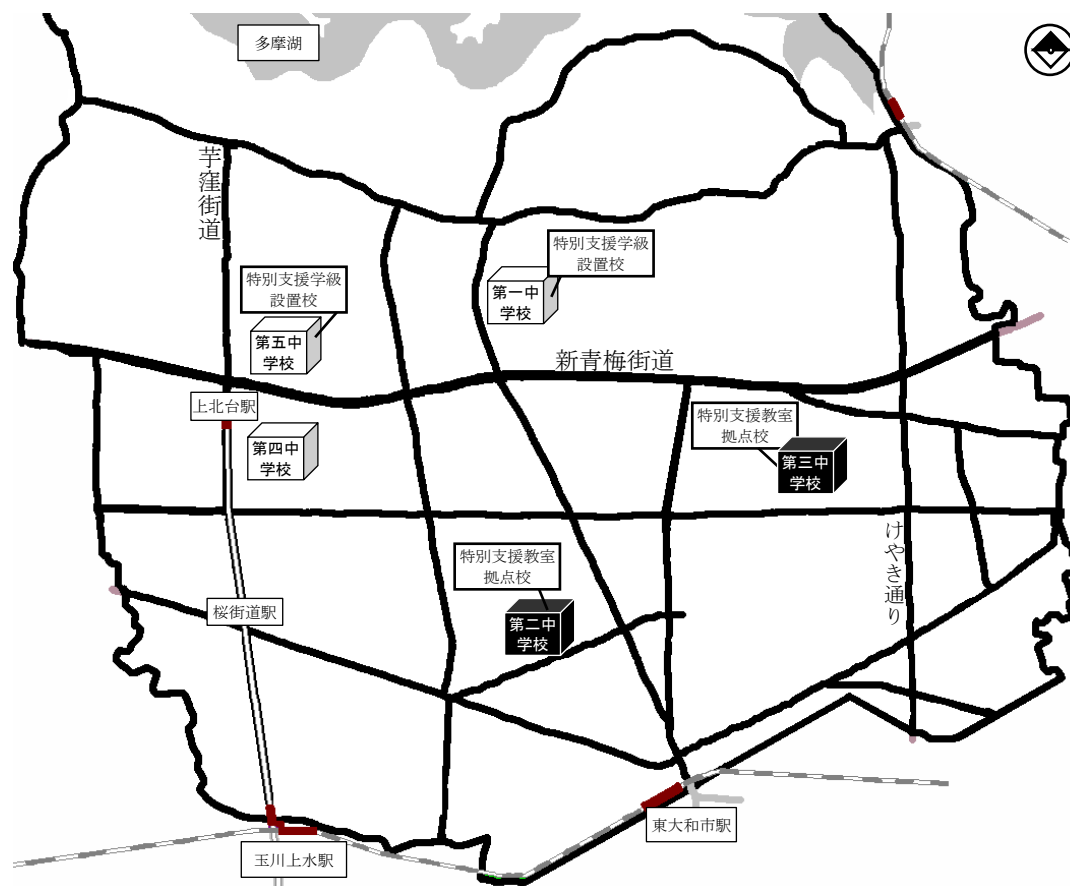
少人数学級で個々の課題に応じた教育を実施します。

（３）自閉症・情緒障害学級（固定制）：１校設置 第五中学校

他人との意思疎通や対人関係の構築に課題があり、特別支援教室の指導だけでは、在籍学級での学習成果を向上させることが困難な生徒を対象にしています。

少人数学級で個々に応じた環境調整及び指導を受け、課題に応じた教育を実施します。

図１ 東大和市立中学校の地図



3 特別支援学級の児童・生徒の在籍状況

(1) 特別支援教室（令和3年4月7日現在）

グループ	拠点校（学級名称）	構成する学校	児童・生徒数
二小グループ	第二小学校くぬぎ学級	第八小学校くぬぎ教室 第十小学校くぬぎ教室	80人
六小グループ	第六小学校けやき学級	第三小学校けやき教室 第四小学校けやき教室 第五小学校けやき教室	71人
七小グループ	第七小学校ななもり学級	第一小学校ななもり教室 第九小学校ななもり教室	51人
二中グループ	第二中学校ステップ教室	第四中学校ステップ教室 第五中学校ステップ教室	36人
三中グループ	第三中学校ステップ教室	第一中学校ステップ教室	29人

(2) 通級指導学級（令和3年4月7日現在）

設置校（学級名称）	対象となる学校	児童数
第七小学校ことばの教室	小学校全校	26人

(3) 特別支援学級（令和3年4月7日現在）

設置校（学級名称）	障害種別	通学区域	児童・生徒数
第三小学校なかよし学級	知的障害	第二小学校、第三小学校、 第四小学校、第五小学校、 第六小学校	24人
第九小学校わかば学級	知的障害	第一小学校、第七小学校、 第八小学校、第九小学校、 第十小学校	33人
第一中学校Ⅰ組	知的障害	第一中学校、第二中学校のうち 第五小学校の通学区域、 第三中学校	15人
第五中学校7組	知的障害	第二中学校のうち第二小学校 の通学区域、 第四中学校、第五中学校	12人
第五中学校8組	自閉症・ 情緒障害等	市内全域	10人

(4) 特別支援学校（令和3年4月7日現在）

学校名	障害種別	児童・生徒数
都立羽村特別支援学校	知的障害	40人
都立村山特別支援学校	肢体不自由	20人
その他の都立特別支援学校	視覚・聴覚	3人

4 学校における校内委員会の取組

支援を必要とする児童・生徒の実態について、学校全体で共通理解を図ることを目的に、支援の方向性や支援方法等を検討しています。

(1) 校内委員会とは

校内委員会は、支援が必要な児童・生徒の在籍学級での支援状況等の情報を集約して実態を把握し、支援レベル（※）の見極めや支援方法、特別支援教室での指導目標等について、巡回指導教員や巡回相談心理士等の意見も踏まえ、様々な観点から協議・検討を行います。また、多様な支援策の検討、特別支援教育を取り入れた支援の進め方の確認、特別支援教室退室に向けた指導状況等の確認を行います。

校内委員会の委員構成は、管理職をはじめ、在籍学級担任等、特別支援教育コーディネーターや養護教諭等、学校の実態に応じて適宜必要な教職員が参画するほか、巡回指導教員、巡回相談心理士やスクールカウンセラー等で構成されています。

校内委員会の具体的な流れは、まずは担任の気付きによって、児童・生徒一人一人の行動や様子の変化等を捉え、生活上又は学習上の困難さについて把握します。その後、支援や配慮が必要となる可能性がある児童・生徒の実態把握を行い、校内委員会で情報を共有するとともに、支援の方針について検討し、必要に応じて具体的な支援策を決定します。支援策の実施後、児童・生徒の様子について経過観察を行い、必要に応じて他の支援策等を検討し、困難さの改善や軽減を図ります。

その他、校内委員会では、支援策や特別支援教室の指導に対する効果の評価も行い、児童・生徒が抱える困難さの改善を目指します。なお、困難さの改善には、学校のみで考えるだけでなく、児童・生徒本人やその保護者とともに共通認識を持って取り組むことが重要です。

(2) 校内委員会を組織する教職員

《管理職（校長・副校長）》

校長は、特別支援教育の実施責任者として、リーダーシップを発揮しつつ、学校経営の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた学校内での校内支援体制の整備を推進します。

《在籍学級担任等》

児童・生徒が抱える困難さやその改善状況等を十分に把握し、在籍学級において適切な指導・支援を行います。対象の児童・生徒の困難さを適切に把握し、特別支援教室での指導の内容や目指すべき児童・生徒の姿について理解した上で、在籍学級において関わり、支援することが重要です。

《巡回指導教員》

特別支援教室における指導だけでなく、在籍学級における児童・生徒の行動観察や必要な配慮等に係る助言、在籍学級担任等との情報共有・連絡調整、校内委員会や支援会議への参画等を担当します。

《特別支援教育コーディネーター》

校長が指名した教員で、学校内における特別支援教育の推進役として、校内委員会の企画・運営を担います。また、校内だけでなく、関係機関との連絡調整等や保護者に対する学校の窓口として対応します。

《養護教諭》

児童・生徒の保健管理、保健教育を行う教員。多様なアプローチが求められ、重要性が高まっている保健に関して専門的見地より助言します。

《学年主任》

学校内の学年所属教員のリーダーとなる教員。学年運営での児童・生徒の指導方法を教員に指導します。

《スクールカウンセラー》

児童・生徒の発達や適応等の問題に関して、専門的な知識と臨床経験を有します。

《特別支援教室専門員》

特別支援教室が設置されている学校1校につき1人配置され、巡回指導教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行います。

《巡回相談心理士》（東京都教育委員会から派遣）

東京都の事業により、公立小・中学校に巡回している臨床発達心理士等で、特別支援教室が設置されている学校1校につき年間40時間巡回する。特別支援教室の対象児童・生徒が必要とする指導や支援を受けられるようにするため、対象児童・生徒が抱える困難さを的確に把握し、その困難さに対応した専門的指導を実施するための助言を行う役割を担います。

《巡回相談員》（東大和市教育委員会）

臨床心理士の資格を有し、学校や就学前機関に訪問して行動観察を行い、児童・生徒の困っている様子を把握して、学校に伝える役割を担っています。就学相談も受け、内容に応じて心理検査を実施します。

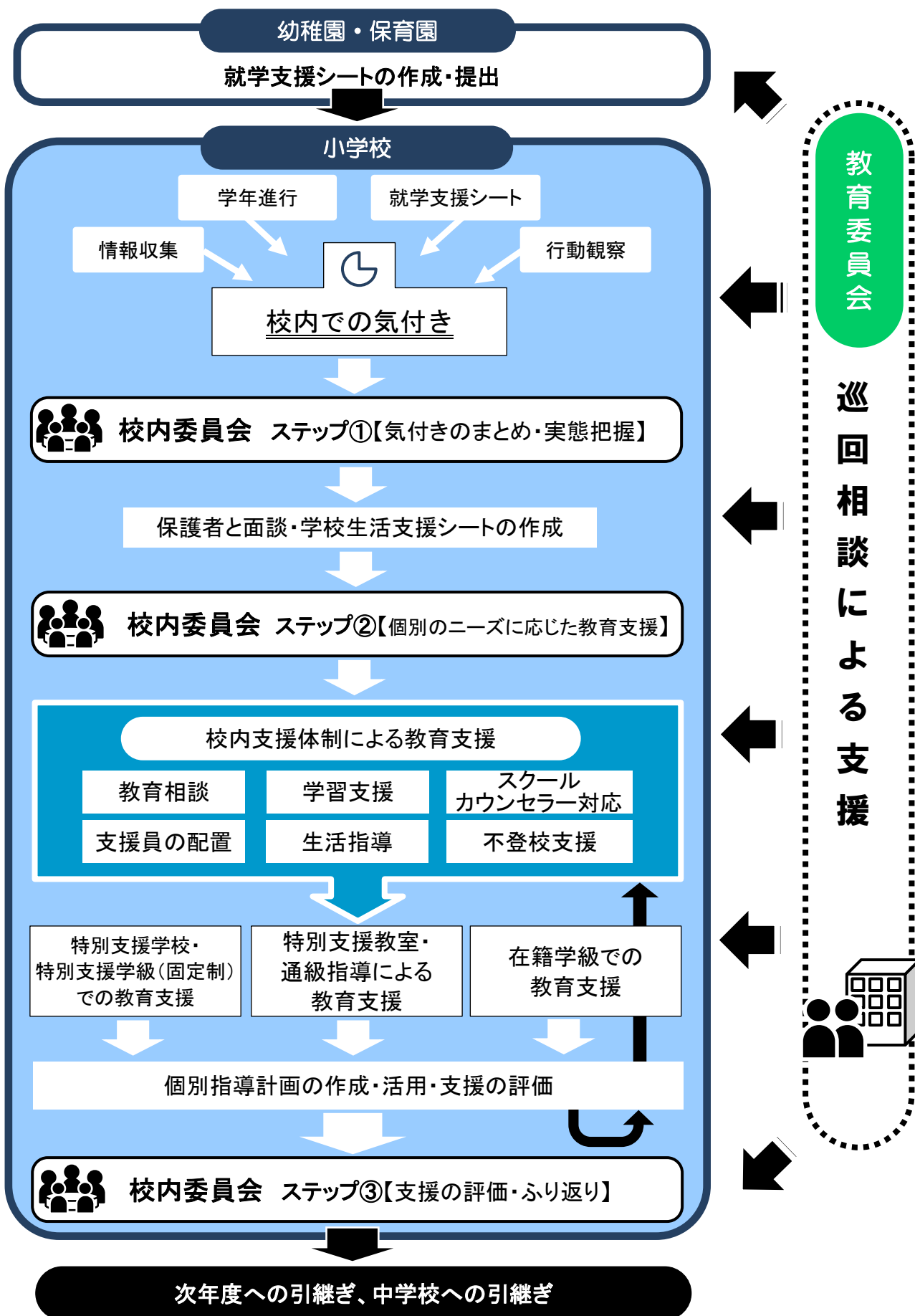
《巡回指導員》（東大和市教育委員会）

特別支援教育士の資格を有し、学校内での特別支援教育全般に関して助言等の支援を行います。

※ 表1 発達障害等のある児童・生徒への支援のレベル

支援レベル1	巡回指導教員や巡回相談心理士の助言に基づく、在籍学級担任等の指導法の工夫等により、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル2	校内・外の人的資源等を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度

小学校における校内委員会の流れ



Ⅲ 第二次東大和市特別支援教育 推進計画の取組成果と課題



Ⅲ 第二次東大和市特別支援教育推進計画の取組成果と課題

第二次計画では、特別支援教育の推進のために、国の法令や東京都の実施計画や通知等を踏まえて、保護者、関係機関からの協力をいただきながら、具体的な施策を実施してきました。ここでは、第二次計画の特別支援教育に係る主な推進体制、取組成果と課題を整理しました。以下では、計画通りに取り組むことができた点を「○」とし、取組についての課題となる点を「●」としています。

1 学校指導体制の充実

(1) 校長のリーダーシップによる

特別支援教育の視点での学校経営

- 校長がリーダーシップを発揮して、特別支援教育の視点での学校経営を推進していくために定例校長会及び特別支援学級等設置校長会で情報交換を行い、市内全体の特別支援教育推進のためにレベルアップを図りました。
- 特別支援教育の推進は、校長のリーダーシップの発揮いかんによって大きく変わるといわれています。校長会等による具体的な取組事例を踏まえた情報共有や管理職向けの研修を行うなど、さらなる特別支援教育の体制整備を図るための取組を実施する必要があります。

(2) 校内委員会の充実

- 適宜、校内委員会を開催し、支援が必要な児童・生徒の課題を共有して支援策の検討を行いました。
- 校内委員会で具体的な支援の検討や支援の効果検証、全教職員の理解を図るなど、校内委員会の充実が求められます。

(3) 学校生活支援シート・個別指導計画の作成と活用

- 継続的な支援や引継ぎの強化を図るために、令和2年度から学校生活支援シートと個別指導計画の様式の見直しを図りました。
- 適宜、支援が必要な児童・生徒について、学校生活支援シート等を作成しました。
- 内容の充実と活用や保護者との連携について、特別支援教育コーディネーター委員会で説明を行うこと等により、理解を深めることが求められます。
- 特別支援教室を利用している児童・生徒の学校生活支援シート等は、在籍校と特別支援教室が互いに情報共有が行えるように適宜連携を図るとともに、連携型個別指導計画の導入についても研究することが必要です。

令和３年度 学校生活支援シート作成率 ※令和３年７月１日時点 ※支援レベル１～３の児童・生徒が作成対象	８１．１％
---	-------

（４）子ども支援員の配置

- スキル向上のための研修会を定期的に行いました。
- 学校からの依頼に基づき、適切に子ども支援員を派遣しました。
- 子ども支援員の支援を必要とする児童・生徒に対し、学校からの要望を踏まえた派遣を行うことができるように整備していく必要があります。
- 大学との連携を充実し、学校現場における学生の活用について検討を進める必要があります。

令和２年度 子ども支援員派遣人数と回数	１１人 ９５８回
---------------------	----------

（５）教員・特別支援教育コーディネーターの指導力の向上

- タブレット端末が導入され、全校でＩＣＴ教材を活用した指導が実施されています。
- 通常の学級の教員を対象に外部講師を招いて特別支援教育研修を実施し、特別支援教育の視点に立った学級経営が図られるよう努めました。
- 特別支援教育コーディネーター委員会を定期的に行いました。
- 全教職員を対象とした研修や理解啓発を行う等、さらなる特別支援教育の理解を図る必要があります。
- ＩＣＴの特性を最大限活用した、支援が必要な児童・生徒に対するきめ細かな支援を行うための指導力の向上が求められます。

（６）巡回相談員と巡回指導員による校内体制の充実

- 学校の要請に応じて適切に訪問し、教員への学級での配慮点や指導方法について助言を行いました。
- 全教職員を対象とした研修を実施する等、さらなる特別支援教育の理解を図る必要があります。

（７）副籍制度の充実

- 特別支援学校に通っている多くの児童・生徒が副籍制度を利用して居住地の学校と交流を行いました。
- 都立特別支援学校と連携して、交流内容の充実はもとより、ＩＣＴを活用した交流や特別支援学校での交流の実施について検討する必要があります。

令和３年度副籍制度利用数／都立特別支援学校通学者数	４１人／６３人
---------------------------	---------

2 特別支援教室・特別支援学級の充実

(1) 小学校における特別支援教室の充実

- 特別支援教室巡回指導教員の専門性向上を図るため、特別支援教室拠点校が主体となって定期的に研修会を実施しました。
- 特別支援教室を利用している児童が障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導目標を立て、在籍学級で学校生活を送れるようにするため、在籍学級担任等の指導力の向上が求められます。
- 特別支援教室専門員が専門性を深めるための研修会等の実施について検討する必要があります。

(2) 中学校における特別支援教室の導入と充実

- 令和元年度に市立中学校全校で特別支援教室を導入しました。
- 特別支援教室巡回指導教員の専門性向上を図るため、特別支援教室拠点校が主体となって定期的に研修会を実施しました。
- 特別支援教室を利用している生徒が障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導目標を立て、在籍学級で学校生活を送れるようにするため、在籍学級担任等の指導力の向上が求められます。
- 特別支援教室専門員が専門性を深めるための研修会等の実施について検討する必要があります。

(3) 特別支援学級の充実

①特別支援学級の適正配置の検討

- 一定の学級規模を維持し、安定した学級運営が図れました。
- 通学に過度な負担が生じないように、個別の状況に応じた就学校の決定等、柔軟に対応しました。
- 小学生における情緒障害特別支援学級については年々ニーズが高くなっており、設置について具体的な検討を行う必要があります。
- 学校への通学手段として、児童・生徒及び家庭に過度な負担が生じないような施策について研究を行う必要があります。

②特別支援学級教員の指導力の向上

- 特別支援学級教員の専門性向上を図るため、特別支援学級が主体となって定期的に研修会を実施しました。
- 都立特別支援学校との研究授業交流を定期的の実施し、特別支援学級教員の専門性の向上を図る必要があります。

3 関係機関との連携

(1) 保育園・幼稚園と小学校による連携会議の充実

- 幼稚園・保育園と小学校連携会議を実施し、情報共有を行う等により連携を図りました。
- 「幼保小連携プログラム」や「スタートカリキュラム」を作成し、小学校入学前に必要な事項についてまとめ、関係機関への周知啓発を図りました。
- 幼稚園・保育園に対してさらなる特別支援教育の理解推進を図る必要があります。

(2) 特別支援学校との連携

- 令和2年度に第一中学校で特別支援学級の専門性向上事業を実施し、自立活動の授業や特別支援学級における個別指導計画の見直しを行いました。
- 都立羽村特別支援学校、武蔵村山市教育委員会と三者共催による講演会を開催し、支援が必要な児童・生徒の理解推進を図りました。
- 特別支援学級の専門性向上を図るため、各学級の状況に応じた課題に対して都立特別支援学校と連携して、特別支援教育の周知・啓発、教員の資質向上、支援体制の整備に係る連携を深める必要があります。

(3) 発達障害者支援連絡会の活用

- 定期的に行われる障害福祉課主催の発達障害者支援連絡会に出席し、庁内関係機関と情報共有を行いました。
- 支援を必要とする児童・生徒に対してそれぞれのライフステージに応じた支援を受けることができるように相談・支援体制の構築を目指す必要があります。

4 保護者支援・相談体制の充実

(1) 就学相談システムの充実

- 支援を必要とする児童・生徒の可能性を最大限に伸長することのできる教育の場について、就学支援委員会において教育学、医学、心理学その他の児童・生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を総合的に勘案しながら検討・所見を出しました。当該所見を踏まえ、教育的ニーズと必要な支援について、保護者等へ十分な情報提供を行い、児童・生徒と保護者の意向を尊重しながら相談を進めました。
- 特別支援教室の導入や特別支援教育の理解が浸透したことにより就学相談の申込件数が増加していることから、就学相談申込の対応について検討を行う必要があります。

(2) 通常学級における巡回相談・巡回指導による

保護者への情報提供の充実

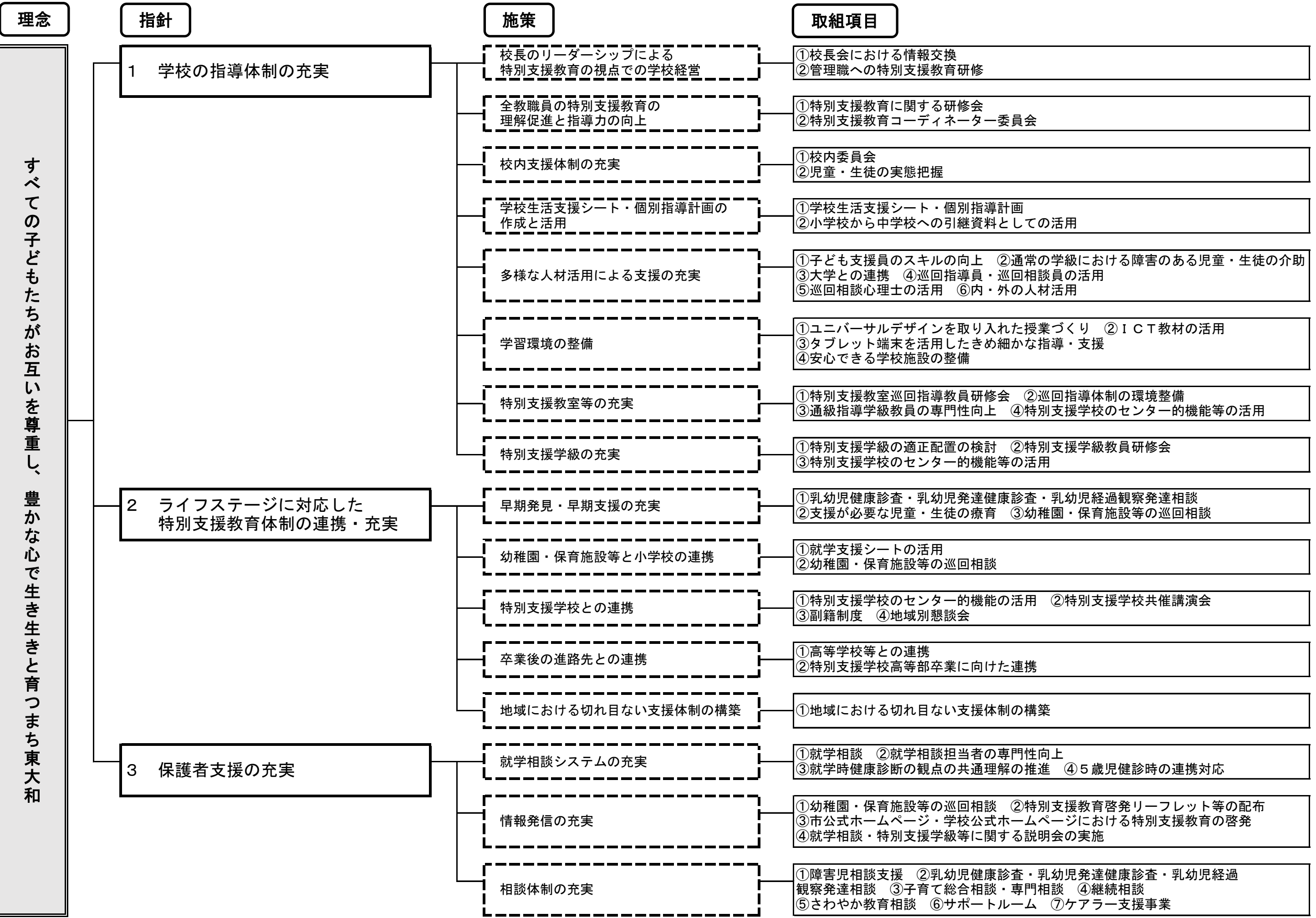
- 臨床心理士の資格を有する巡回相談員と特別支援教育士の資格を有する巡回指導員が相互に連携し、市立小・中学校や就学前機関を巡回し、行動観察やアセスメントを行い、支援策等について助言を行いました。
- 就学前機関への啓発・理解の推進を図るため、巡回相談員又は巡回指導員による研修を実施しました。
- 保護者との相談体制の充実を図るため、在籍学級担任等も含めて全教職員が特別支援教育の理解を深める必要があります。
- 特別支援教室等の対象となる児童・生徒のみならず、全ての保護者に対して、特別支援教育の重要性や特別支援教室などの教育支援体制について理解を得るための取組を行う必要があります。

(3) 特別支援教育の情報発信

- 特別支援教室のリーフレットを作成し関係機関等に配布し、特別支援教室の周知を図りました。
- 特別支援教育の理解推進のための講演会を実施する際に、子育てアプリを活用して周知しました。
- 市公式ホームページを活用し、市の特別支援教育について理解・啓発を行う必要があります。

IV 第三次東大和市 特別支援教育推進計画





Ⅳ 第三次東大和市特別支援教育推進計画

本計画では、計画の理念及び第二次計画の実施状況を踏まえ、3つの指針を基本とし、各取組について再構築しました。

「1 学校の指導体制の充実」では、校長のリーダーシップにより特別支援教育の視点での学校経営を行い、すべての小・中学校における特別支援教育体制を整備します。また、特別支援学級・特別支援教室等の教員の専門性向上を図る取組や学習環境の整備を実施し、学校の指導体制の充実を図ります。

「2 ライフステージに対応した特別支援教育体制の連携・充実」では、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に関する取組をはじめ、関係機関との連携により、支援が必要な児童・生徒のライフステージに応じた支援を実施し、地域における切れ目ない支援体制の構築を図ります。

「3 保護者支援の充実」では、支援が必要な児童・生徒を支える保護者が不安感や孤立感を感じずに安心して子どもに教育を受けさせることができるように、特別支援教育の情報発信や相談体制の充実を図ります。

これまで取り組んでまいりました特別支援教育の施策を継続して実施するとともに、国や東京都の計画及び動向を踏まえて新たな施策を実施し、関係機関と連携を図りながら東大和市における特別支援教育の取組について計画的に進めていくものです。

主な取組には、「新規」「継続」「修正」と分けています。

「新規」…第二次計画に記載はなかったが実施していた事業及び 本計画から新たに取り組む事業
「継続」…第二次計画から引き続き取り組む事業
「修正」…第二次計画から引き続き取り組むが、取組内容の追加や 目標の設定等に大幅な修正等がある事業

また、本計画より計画の中でも重点的に取り組むものとして「重点事業」を定めました。重点事業は「通常の学級等における特別支援教育の推進」・「保護者支援」・「支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援」の3点に関する取組とし、計画期間内において重点的に取り組んでまいります。

なお、本計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間です。

中間年度となります令和6年度に取組内容等の見直しを実施いたします。

1 学校の指導体制の充実

特別支援教育の充実を図るには、各学校で特別支援教育の視点を盛り込んだ学校経営方針を策定するなど組織的な体制整備が必要となります。

校長のリーダーシップのもと、特別支援教育に係る理解・啓発を着実に推進して校内委員会の活性化や学習環境整備等により児童・生徒の個別最適化を図り、学校全体における指導体制の充実を図ります。

施策の体系

施策の方向		主な取組み		重点
1	校長のリーダーシップによる特別支援教育の視点での学校経営	1-1	校長会における情報交換	○
		1-2	管理職への特別支援教育研修	○
2	全教職員の特別支援教育の理解促進と指導力の向上	2-1	特別支援教育に関する研修会	○
		2-2	特別支援教育コーディネーター委員会	○
3	校内支援体制の充実	3-1	校内委員会	○
		3-2	児童・生徒の実態把握	○
4	学校生活支援シート・個別指導計画の作成と活用	4-1	学校生活支援シート・個別指導計画	
		4-2	小学校から中学校への引継資料としての活用	
5	多様な人材活用による支援の充実	5-1	子ども支援員のスキルの向上	
		5-2	通常の学級における児童・生徒の介助	
		5-3	大学との連携	○
		5-4	巡回指導員・巡回相談員の活用	
		5-5	巡回相談心理士の活用	
		5-6	内・外の人材活用	○
6	学習環境の整備	6-1	ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり	○
		6-2	I C T教材の活用	○
		6-3	タブレット端末を活用したきめ細かな指導・支援	○
		6-4	安心できる学校施設の整備	
7	特別支援教室等の充実	7-1	特別支援教室巡回指導教員研修会	
		7-2	巡回指導体制の環境整備	
		7-3	通級指導学級教員の専門性向上	
		7-4	特別支援学校のセンター的機能等の活用	
8	特別支援学級の充実	8-1	特別支援学級の適正配置の検討	
		8-2	特別支援学級教員研修会	
		8-3	特別支援学校のセンター的機能等の活用	

(1) 校長のリーダーシップによる特別支援教育の視点での学校経営

特別支援教育を推進するためには、校長がリーダーシップを発揮して、特別支援教育の視点に立った学校経営方針の策定や教育課程の編成が必要となります。管理職を対象とした特別支援教育に係る情報交換や研修を実施し、各校における特別支援教育の推進を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
1-1 校長会における 情報交換 ○重点事業 【継続】	定例校長会や特別支援学級等設置校長会で特別支援教育に関する情報提供や情報交換を行い、各学校における特別支援教育の推進を図ります。	年3回以上の特別支援学級等設置校長会の開催 各学校における特別支援教育の理解推進・充実	教育指導課 学校
1-2 管理職への特別 支援教育研修 ○重点事業 【継続】	特別支援教育の実施責任者である校長等に、特別支援教育や障害に関する認識を深めるための研修を実施します。	管理職への特別支援教育研修の定期的な実施	教育指導課

(2) 全教職員の特別支援教育の理解促進と指導力の向上

特別支援教育は全ての教職員が関わることとなります。学級の種別に関わらず、全ての教職員が正しく理解し、児童・生徒の学校生活の支援や指導力の向上を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
2-1 特別支援教育に関する研修会 ○重点事業 【継続】	教職員を対象に、特別支援教育に関する内容の研修会を実施します。また、他の研修等の機会にも特別支援教育の内容を含めて実施し、特別支援教育の理解を深めるとともに、指導力の向上を図ります。	研修会の実施	教育指導課
2-2 特別支援教育コーディネーター委員会 ○重点事業 【継続】	特別支援教育の動向に関する研修や関係機関の視察等を実施し、特別支援教育コーディネーターの専門性を高めます。	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上	教育指導課

(3) 校内支援体制の充実

児童・生徒を支援するために、校内委員会をはじめとする学校体制の整備や教員による児童・生徒の実態把握など、学校内における支援体制の整備を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
3-1 校内委員会 ○重点事業 【修正】	児童・生徒の在籍学級での支援状況等の情報を集約して実態を把握し、支援レベルの見極めや支援方法、特別支援教室での指導目標等について、関係機関の意見も踏まえ、様々な観点から協議・検討を行います。 また、特別支援教室を利用している児童・生徒の退室に向けた支援方法等に関する協議・検討を行います。	適切な校内委員会の実施	学校
3-2 児童・生徒の実態把握 ○重点事業 【新規】	支援や配慮が必要となる可能性のある児童・生徒を把握した際は、在籍学級担任等が児童・生徒の在籍学級における「苦手なこと」のほか、「得意なこと」等にも着目し、全体像を捉えて実態把握を行い、支援や指導に活かします。実態把握については、東京都教育委員会で開発されたチェックリスト等を活用して行います。	チェックリスト等を活用した児童・生徒の実態把握の実施	学校

(4) 学校生活支援シート・個別指導計画の作成と活用

学校生活支援シートや個別指導計画を作成・活用し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや支援の必要性を把握し、長期的な視点での目標や指導・支援内容を学校・保護者が具体的に共有し、指導や支援を進めます。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
4-1 学校生活支援シート・個別指導計画 【継続】	支援や配慮の必要性がある児童・生徒に対して、校内委員会の協議・検討を踏まえて学校生活支援シート・個別指導計画を適宜作成し、これに基づいた指導・支援を実施します。	支援レベル1～3の児童・生徒数の学校生活支援シート作成割合：100%	学校
4-2 小学校から中学校への引継資料としての活用 【継続】	進学した際にこれまでに受けていた指導や支援が引き続き行われるように、学校生活支援シート・個別指導計画を引継資料として活用します。	引継資料としての活用	学校

(5) 多様な人材活用による支援の充実

特別支援教育は児童・生徒の実態に即して柔軟に行うことが求められます。特別支援学級や特別支援教室等に限らず、通常の学級等における支援について多様な人材活用による支援の充実を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
5-1 子ども支援員の スキルの向上 【継続】	個別のケース対応の助言や、支援方法に関する研修会を行い、子ども支援員のスキルの向上を図ります。	研修会の実施	教育指導課
5-2 通常の学級にお ける障害のある 児童・生徒の介助 【新規】	障害のある児童・生徒が市内の小・中学校の通常の学級に通学するとき、個々の障害に配慮し、移動の際の安全確保等に努めます。	適切な介助	教育総務課
5-3 大学との連携 ○重点事業 【継続】	子ども支援員等の人材活用や知能検査・発達検査の受検協力体制を構築し、児童・生徒の支援体制の充実を図ります。	大学との連携による人材活用	教育指導課
5-4 巡回指導員・巡回 相談員の活用 【継続】	支援レベル1～3の児童・生徒の行動観察や校内研修会を実施し、校内支援体制の充実を図ります。	巡回相談の実施	学校 教育指導課
5-5 巡回相談心理士 の活用 【新規】	児童・生徒に対する指導・支援の助言や校内委員会の参画等により、校内支援体制の充実を図ります。	適切な活用 (年間 40 時間)	学校 教育指導課
5-6 内・外の人材活用 ○重点事業 【新規】	支援レベル2又は3の児童・生徒に対して、既存の子ども支援員の更なる活用のほか、多様な内・外の人材活用を検討し、支援の充実を図ります。 また、児童・生徒の直接的な支援だけでなく、教材準備等の間接的な支援による教員の負担軽減について研究します。	内・外の人材活用 の実施	学校 教育指導課

(6) 学習環境の整備

学習環境を整備することにより、すべての児童・生徒に対する安心感を持った学校生活の充実及び支援が必要な児童・生徒の個別最適化を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
6-1 ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり ○重点事業 【修正】	場の構造化及び授業のあらゆる場面でユニバーサルデザイン化を図り、すべての児童・生徒が参加しやすい学校、わかりやすい授業を実施します。 また、児童・生徒の個別の状況に応じた合理的配慮の実施について日常から取り組み、それが特別視されないように学校内・学級内におけるユニバーサルデザイン化を実施します。	ユニバーサルデザイン化の推進	学校 教育指導課
6-2 ICT教材の活用 ○重点事業 【継続】	ICT教材を活用し、すべての児童・生徒にとってわかりやすい授業の実施及び支援が必要な児童・生徒の個別の状況に応じた環境整備を行います。	ICT教材を活用した授業の実施	学校 教育指導課
6-3 タブレット端末を活用したきめ細かな指導・支援 ○重点事業 【新規】	タブレット端末を活用した効果的な授業の進め方や学習支援の取組について研究し、児童・生徒一人ひとりにあった指導・支援を実施します。	タブレット端末の効果的な活用	学校 教育指導課
6-4 安心できる学校施設の整備 【新規】	東大和市学校施設長寿命化計画(令和4年1月)において、学校施設の改修等が計画されています。改修等に伴い、学校が児童・生徒にとって、安心して学校生活を送ることができるよう施設の安全性に配慮した施設整備を行います。	適切な学校施設の整備	教育総務課

(7) 特別支援教室等の充実

特別支援教室の利用児童・生徒数は導入以降増加しており、今後も引き続き利用ニーズが高いことが見込まれます。原則の指導期間（1年間）で児童・生徒が抱える学習上又は生活上による困難さを改善し、在籍学級で有意義な学校生活を送ることができるために、巡回指導教員の専門性向上に係る施策の実施等により特別支援教室の充実を図ります。

言語障害通級指導学級においても、外部団体等の研修に積極的に参加することなどにより、教員の専門性の向上を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
7-1 特別支援教室 巡回指導教員 研修会 【継続】	特別支援教室巡回指導教員のニーズに応じた研修会を開催し、巡回指導教員の専門性の向上を図ります。	研修会の実施	特別支援教室拠点校 教育指導課
7-2 巡回指導体制の 環境整備 【修正】	○J Tの実施体制が実効性のある巡回指導体制の構築を図ります。 特別支援教室専門員の活用や在籍学級担任等との連携により、巡回指導がない日における効果的な支援を実施します。 すべての特別支援教室において十分な指導が実施できるための教室環境等の整備を図ります。	巡回指導体制の 構築・整備	特別支援教室拠点校 教育指導課
7-3 通級指導学級教員の専門性向上 【修正】	東京都公立学校難聴・言語障害教育研究協議会等の外部団体が実施する研修への積極的な参加等により、教員の専門性向上を図ります。	研修等への積極的な参加	通級指導学級設置校 教育指導課
7-4 特別支援学校の センター的機能 等の活用 【修正】	児童・生徒一人ひとりの実態の把握や授業研究を通じた指導内容・方法等に係る助言を受ける等により、巡回指導教員・通級指導学級教員の専門性の向上を図ります。	外部人材の活用 による教員の専門性の向上	特別支援教室拠点校 通級指導学級設置校 教育指導課

(8) 特別支援学級の充実

特別支援学級では、将来的に自立し社会性を身に付けられるように、児童・生徒一人ひとりの障害の状態や発達段階、特性に応じて、適切な支援や指導を行う必要があることから教員の専門性の向上を図ります。

また、特別支援学級の新たな種別の設置や通学環境の整備等、児童・生徒や保護者の教育的ニーズを踏まえ、必要に応じて環境の整備を行います。

主な取組			
項目	内容	令和8年度目標	担当
8-1 特別支援学級の 適正配置の検討 【修正】	東大和市立小・中学校再編計画（令和2年7月）により学校の統廃合が計画されています。再編後も特別支援教育を十分に推進していくための施設整備・人的配備について同計画内で考慮し検討します。 小学校における自閉症・情緒障害固定学級の設置について、その教育的ニーズを踏まえ、設置に向けて検討します。 公共交通機関の状況等を踏まえ、特別支援学級に通学するために児童・生徒や保護者に過度な負担が生じないよう通学環境の整備について研究を進めます。	東大和市立小・中学校再編計画に基づく特別支援学級の円滑な移行 小学校における自閉症・情緒障害固定学級設置の検討 特別支援学級への通学環境の整備に関する研究	教育総務課 教育指導課
8-2 特別支援学級 教員研修会 【継続】	特別支援学級教員のニーズに応じた研修会を開催し、特別支援学級教員の専門性の向上を図ります。	研修会の実施	特別支援学級設置校 教育指導課
8-3 特別支援学校の センター的機能 等の活用 【修正】	児童・生徒一人ひとりの実態の把握や授業研究を通じた指導内容・方法等に係る助言を受ける等により、特別支援学級教員の専門性の向上を図ります。	外部人材の活用による教員の専門性の向上	特別支援学級設置校 教育指導課

2 ライフステージに対応した特別支援教育体制の

連携・充実

支援が必要な児童・生徒に対しては、早期発見・早期支援が重要です。また、早期からはじまっている支援を就学期に円滑に引き継ぎ、児童・生徒の精神的及び身体的な能力を最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援が強く求められています。ライフステージに応じて支援を必要とする児童・生徒一人ひとりのニーズに対して適切な指導・支援を継続的に行い、特別支援教育体制の連携や充実を図ります。

施策の体系

施策の方向		主な取組み		重点
1	早期発見・早期支援の充実	1-1	乳幼児健康診査・乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談	
		1-2	支援が必要な児童・生徒の療育	
		1-3	幼稚園・保育施設等の巡回相談	○
2	幼稚園・保育施設等と小学校の連携	2-1	就学支援シートの活用	○
		2-2	幼稚園・保育施設等の巡回相談	○
3	特別支援学校との連携	3-1	特別支援学校のセンター的機能の活用	
		3-2	特別支援学校共催講演会	
		3-3	副籍制度	
		3-4	地域別懇談会	
4	卒業後の進路先との連携	4-1	高等学校等との連携	
		4-2	特別支援学校高等部卒業に向けた連携	
5	地域における切れ目ない支援体制の構築	5-1	地域における切れ目ない支援体制の構築	○

(1) 早期発見・早期支援の充実

乳幼児健康診査の実施や幼稚園・保育施設等への巡回により、支援が必要な児童の早期発見に努め、療育等が必要な子どもと保護者への早期支援を行います。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
1-1 乳幼児健康診査・ 乳幼児発達健康 診査・乳幼児経過 観察発達相談 【継続】	各種乳幼児健診・発達健診・経過観察発達相談等で支援が必要な乳幼児の早期発見に努め、必要に応じて専門医療機関やフォローグループの情報提供等を行います。	健康診査の継続 支援	健康課 (保健センター)
1-2 支援が必要な児童・生徒の療育 【新規】	支援が必要な児童・生徒に対して「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の給付決定をし、療育の充実に努めるとともに、市立やまとあけぼの学園（公設公営）の老朽化対策に併せ、機能拡充をした、民設民営方式での児童発達支援センターの施設整備を行い、センターにおける専門的な療育支援を行います。	適切な給付	障害福祉課 保育課
1-3 幼稚園・保育施設 等の巡回相談 ○重点事業 【修正】	幼稚園・保育施設等を巡回し、各施設及び保護者のニーズに応じた支援等を行い、早期発見・早期支援を推進します。	市内すべての幼稚園・保育施設等の巡回の実施	教育指導課

(2) 幼稚園・保育施設等と小学校の連携

小学校へ就学するに当たり、これまで積み上げてきた支援等を小学校でも引き続き行うことが重要です。就学支援シートの活用や幼稚園・保育施設等への巡回により、幼稚園・保育施設等と小学校の円滑な支援の継続を目指します。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
2-1 就学支援シートの活用 ○重点事業 【継続】	就学支援シートを活用し、小学校就学に向けた引き継ぎや教育的ニーズに応じた校内支援に努めます。就学支援シート提出者については、就学した学校において実態把握の実施や学校生活支援シートを作成し、児童の支援を行います。	就学支援シートの適切な活用	教育指導課
2-2 幼稚園・保育施設等の巡回相談 ○重点事業 【修正】	小学校における支援内容や校内支援体制等を幼稚園・保育施設等に紹介することにより、相互に連携を図りやすい体制を構築します。	連携体制の構築	教育指導課

(3) 特別支援学校との連携

特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域や学校の実態に応じた支援や助言を受け、質の高い特別支援教育の推進を図ります。講演会や副籍制度等により、地域や学校の特別支援教育に関する理解の推進に努めます。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
3-1 特別支援学校の センター的機能 の活用 【修正】	特別支援学校と教育委員会が連携して教員向け研修会等を実施し、特別支援教育の推進を図ります。 支援が必要な児童・生徒の指導や支援について特別支援学校から助言を受け、通常の学級をはじめとする、学校内における指導・支援の充実を図ります。	教員向け研修会の実施 センター的機能の活用による助言等の実施	教育指導課 学校
3-2 特別支援学校 共催講演会 【継続】	羽村特別支援学校（センター校）・武蔵村山市教育委員会との共催により、特別支援教育の理解・啓発に係る講演会を実施し、地域・学校・関係機関の特別支援教育の理解推進を図ります。	講演会の実施	教育指導課
3-3 副籍制度 【修正】	副籍制度による交流及び共同学習等を実施します。副籍制度の積極的活用及び既存の実施形態にとらわれずに ICT の活用等の様々な手法で実施し、特別支援学校児童・生徒と市立小・中学校の交流を深め、共生地域を目指すために、内容の充実を図ります。	副籍制度利用率：100%	教育指導課 学校
3-4 地域別懇談会 【新規】	障害福祉課職員が、特別支援学校在校生保護者・教員との懇談会に出席し、就学期の障害のある児童・生徒の支援が適切に行われるよう連携・情報共有を図ります。	地域別懇談会への出席	障害福祉課

(4) 卒業後の進路先との連携

高等学校等への進学時や特別支援学校高等部の卒業前に、関係機関が連携し、支援が必要な児童・生徒の生活の場が変わっても引き続き必要な支援を受けられるように連携を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
4-1 高等学校等との 連携 【新規】	中学校卒業後、高等学校等で通級指導学級等を利用する場合等に学校生活支援シート等を情報提供します。	高等学校への 情報提供	学校
4-2 特別支援学校高等部卒業に向けた連携 【新規】	特別支援学校を中心に、特別支援学校高等部卒業前に、就労支援機関、各障害福祉サービス事業所、卒業後の関係機関等や障害福祉課職員が連携して個別支援会議を実施します。	個別支援会議への参加	障害福祉課

(5) 地域における切れ目ない支援体制の構築

支援が必要な児童・生徒と保護者は、乳幼児期から青年期以降まで、様々な機関と関わりを持つことがあります。行政の各関係機関が連携し、そのライフステージごとに切れ目なく支援が行われる体制整備を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
5-1 地域における 切れ目ない支 援体制の構築 ○重点事業 【新規】	支援が必要な児童・生徒の乳幼児期から青年期以降まで、継続的な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の機関の連携による相談・支援体制の構築を目指します。	乳幼児期の適切な相談・支援の実施	健康課 (保健センター)
		適切な相談支援の実施	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)
		関係機関と情報交換・連携を図る。	保育課
		関係機関の連携体制の構築	障害福祉課
		支援が必要な児童の学童保育所での適切な受入の実施	青少年課
		就学支援シートの適切な活用 高等学校等への情報提供	教育指導課

3 保護者支援の充実

すべての児童・生徒が楽しく生き生きとした学校生活を送ることは、保護者をはじめ教育行政に携わる関係者すべての人の願いです。

家庭と学校での児童・生徒の困っている様子の捉え方の違いについて、あるいは発達障害の正しい理解や気付きについて、早い段階から家庭でも関心を持ち、理解してもらえるように、市では、就学相談、就学时健康診断、就学支援シート、特別支援教育に係るリーフレットや講演会による情報提供など様々な施策を重層的に用意します。また、保護者が安心感を持ちながら相談できる環境を整備し、保護者への相談支援を行います。

施策の体系

施策の方向		主な取組み		重点
1	就学相談システムの充実	1-1	就学相談	
		1-2	就学相談担当者の専門性向上	
		1-3	就学时健康診断の観点の共通理解の推進	
		1-4	5歳児健診時の連携対応	
2	情報発信の充実	2-1	幼稚園・保育施設等の巡回相談	○
		2-2	特別支援教育啓発リーフレット等の配布	
		2-3	市公式ホームページ・学校公式ホームページにおける特別支援教育の啓発	○
		2-4	就学相談・特別支援学級等に関する説明会の実施	○
3	相談体制の充実	3-1	障害児相談支援	
		3-2	乳幼児健康診査・乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談	
		3-3	子育て総合相談・専門相談	
		3-4	継続相談	
		3-5	さわやか教育相談	
		3-6	サポートルーム	
		3-7	ケアラー支援事業	

(1) 就学相談システムの充実

就学相談では、支援が必要な児童・生徒について発達の状態等に応じた最もふさわしい教育を行っていくために、その児童・生徒のライフステージを見通し、可能性を最大限に伸長する視点から理解を図る必要があります。このため、就学相談に関わるすべての関係者が正しく理解して保護者へ情報提供し、保護者との信頼関係を構築しながら就学相談を行います。

主な取組			
項目	内容	令和8年度目標	担当
1-1 就学相談 【修正】	保護者へ正しく情報提供を行い、児童・生徒及び保護者の意見を十分に聴き取り、可能性を最大限に伸長する視点で相談を進めます。 相談の申し込みが増加傾向なことから、申し込みを受けられる体制づくりについて研究を進めます。	就学相談実施体制の充実	教育指導課
1-2 就学相談担当者の専門性向上 【継続】	東京都教育委員会主催の就学相談担当者説明会や研修会等に参加し、担当者の専門性の向上を図ります。 東大和市就学支援委員会委員向けに研修会を開催し、就学支援委員会委員としての専門性の向上を図ります。	研修の受講等による専門性の向上	教育指導課
1-3 就学時健康診断の観点の共通理解の推進 【継続】	就学時健康診断実施前に、巡回相談員が小学校の養護教諭等と就学時健康診断の際の観点等について連携し、共通理解を図ります。就学時健康診断において支援が必要と考えられる場合は、連携して就学相談等により対応します。	連携による円滑な就学	教育指導課 学校
1-4 5歳児健診時の連携対応 【修正】	5歳児健康診査において、支援が必要と思われる児童の保護者に対し、必要に応じて就学相談の案内等の保護者支援を連携して行います。	連携の実施	教育指導課 健康課 (保健センター)

(2) 情報発信の充実

東大和市における就学相談や特別支援教育の情報について、市公式ホームページによる周知・啓発、関係機関との情報共有等により、多方面から保護者に情報提供できる環境の整備を図ります。また、情報の発信については、市公式アプリやSNS等を活用し、保護者の手元に届きやすい周知を行います。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
2-1 幼稚園・保育施設等の巡回相談 ○重点事業 【新規】	市内の幼稚園・保育施設等を巡回し保護者や支援者向けに、市の特別支援教育に係る情報提供や保護者面談等へ同席します。	幼稚園・保育施設等を通じた情報発信	教育指導課
2-2 特別支援教育啓発リーフレット等の配布 【継続】	特別支援教育や教育相談に係るリーフレットを入学時や就学時健康診断時に配布し、相談機関について周知します。 特別支援教育を受けることで優劣などがつかず、「当たり前」のものとして理解されるように、各種リーフレットの内容について見直しを行います。	「特別支援教育リーフレット」・「就学支援シート」・「教育相談の手引き」の配布・見直し	教育指導課
2-3 市公式ホームページ・学校公式ホームページにおける特別支援教育の啓発 ○重点事業 【修正】	市教育委員会発行の特別支援教育啓発リーフレットや都立特別支援学校の情報、東京都教育委員会発行の刊行物等の情報を掲載し、啓発の充実を図ります。学校公式ホームページにおいて、特別支援学級や特別支援教室の様子について掲載します。	市公式ホームページ及び学校公式ホームページの充実	教育指導課 学校
2-4 就学相談・特別支援学級等に関する説明会の実施 ○重点事業 【新規】	就学相談や特別支援学級等で受ける教育、その後の進路等について、保護者が安心して見通しを持てるように説明会を実施します。	就学相談・特別支援学級等説明会の実施	教育指導課

(3)相談体制の充実

支援を必要とする児童・生徒の保護者は、子どもの発達や教育等について気軽に相談できず、悩みや不安を一人で抱えてしまうことがあります。

保護者に寄り添い、保護者が安心して子どもに教育を受けさせられるように各種相談体制の充実を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
3-1 障害児相談支援 【新規】	障害児通所支援を利用する児童の保護者に対し、自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービスが利用できるよう、ケアマネジメントによりきめ細やかな支援が必要となります。これに伴い、障害福祉課では、障害児相談支援の給付決定を行います。	適切な給付	障害福祉課
3-2 乳幼児健康診査・ 乳幼児発達健康 診査・乳幼児経過 観察発達相談 【継続】	各種乳幼児健診・発達健診等で支援が必要な児童の早期発見に努め、必要に応じて専門医療機関やフォローアップの情報提供等を行います。	健康診査の 継続支援	健康課 (保健センター)
3-3 子育て総合相談・ 専門相談 【新規】	子どもと家庭に関する総合相談、各種専門相談により、切れ目のない支援を目指します。福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら支援します。	連携した支援 の実施	子育て支援課 (子ども家庭 支援センター)
3-4 継続相談 【新規】	就学相談を実施し、就学支援委員会の所見と異なった就学先に進学した児童・生徒の保護者と学校・教育委員会等が連携し、児童・生徒が就学先において安定した学校生活を送れるように継続的に相談して支援します。	継続相談の 実施	学校 教育指導課

3-5 さわやか教育 相談 【新規】	心身の健康、生活、行動、学習、進路等、幅広い相談について、園や学校、関係機関等と連携し、児童・生徒及び保護者を支援します。	教育相談の 充実	教育指導課
3-6 サポートルーム 【新規】	学校・関係機関と連携しながら、不登校や不登校傾向となった児童・生徒の指導・支援や保護者の相談支援を実施します。	相談、支援の 実施及び保護者 相談体制の充実	教育指導課
3-7 ケアラー支援 事業 【新規】	総合福祉センターは～とふるにおいて、障害のある方を介護している方に対し、障害の制度等についての情報提供を行うとともに、介護負担を軽減するため、相談支援や介護者同士の交流会等を行います。	事業の充実	障害福祉課

V 計画の実施と評価



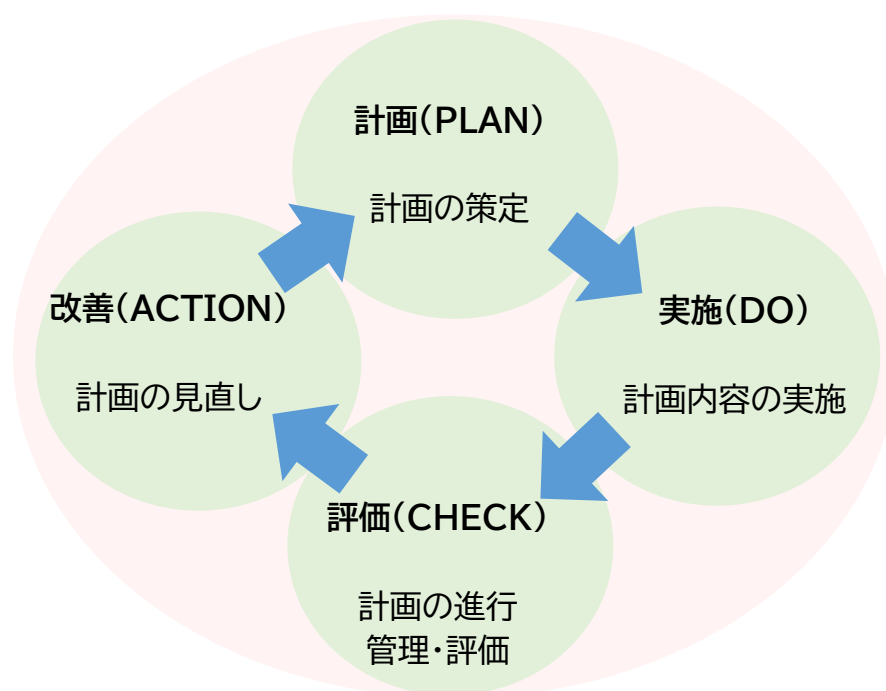
V 計画の実施と評価

計画に沿った施策の推進を図るため、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）の「PDCA サイクル」の考え方を活用し、各年度の事業の実績・進捗について、計画の進行管理や評価を行います。

国や東京都の計画や動向、各年度の取組状況等を踏まえ、計画期間（令和4年度～令和8年度）の中間年度にあたる令和6年度に、取組内容や目標の見直し等を実施いたします。

これらの結果を、令和9年度からの次期計画である第四次東大和市特別支援教育推進計画の策定に適切に反映していくこととします。

＜PDCA サイクルと計画期間における見直し等の流れ＞



令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
第三次東大和市特別支援教育推進計画 (毎年度計画の進行管理・評価の実施)					第四次計画	
		計画の 見直し		次期計画 の策定		

VI 資料・用語解説



氏名〔 〕



1. 好きなこと(得意なこと)や嫌いなこと(苦手なこと)を教えてください。

記入例を参考に、あてはまる項目に○をして、空欄には自由にご記入ください。

ご家庭での様子(保護者から)	幼稚園・保育園から
①聞く ②話す ③読む ④数・計算 ⑤書く ⑥片づけ ⑦食事 ⑧大きな運動 ⑨細かい作業 ⑩人とのかわわり ⑪大集団での活動 ⑫小集団での活動 ⑬着替え 好きなこと・得意なこと	①聞く ②話す ③読む ④数・計算 ⑤書く ⑥片づけ ⑦食事 ⑧大きな運動 ⑨細かい作業 ⑩人とのかわわり ⑪大集団での活動 ⑫小集団での活動 ⑬着替え ⑭お昼寝、睡眠 嫌いなこと・苦手なこと

氏名〔 〕



2. 行動面の特徴や配慮が必要なことを教えてください。

ご家庭での様子(保護者から)

幼稚園・保育園から

※ご家庭において、お子さんが以下(例)のような行動等を起こした場合、どのような対応方法を取られているか教えてください。 (例) ○多動 ○衝動的 ○怒りっぽい ○言葉より手が出る ○爪をかむ ○指しゃぶり ○チツク ○パニックになる ○落ち着かない ○こだわりが強い ○奇声 ○その他	※園において、以下(例)のような行動等を起こした場合、どのような対応方法を取られているか教えてください。 (例) ○多動 ○衝動的 ○怒りっぽい ○言葉より手が出る ○爪をかむ ○指しゃぶり ○チツク ○パニックになる ○落ち着かない ○こだわりが強い ○奇声 ○その他
性格・行動に関する特徴	指導上の工夫や必要な配慮

3. 今までに相談したことがある相談機関(医療、教育、福祉等)からの引継ぎまたはアドバイス



ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくり（１）

ユニバーサルデザインを取り入れた 学級づくり

～ユニバーサルデザイン 東大和市版～

手帳の中には特別な支援を必要とする児童・生徒がいます。ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくりは、どの児童・生徒にも安心感を与え、暮らしに学級生活をおくるための道とします。本「フレット」で、ユニバーサルデザインを取り入れた環境づくり・集団づくり・授業づくりのためのヒントを掲載しています。ぜひ活用ください。

環境づくり	授業づくり	集団づくり
刺激となるものを、能力減らし、児童・生徒の集中力が維持できるようにしていきます。	児童・生徒にとってわかる授業づくりを進めます。先の見通しが持てると落ちついて学習に取り組めるようになります。	児童・生徒が安心し、落ちついて生活することができるような学級環境づくりを進めています。

さて、下の写真を見て考えてみましょう。



児童・生徒が落ちついて学習に取り組めるような配慮がいくつかなされています。①～⑤に行われている具体的な配慮のポイントは何でしょうか？（次ページからそのヒントが示されています。解答は裏表紙に記載）。

「安心できる集団づくり」

＜活動に見通しをもたせる＞

- 1 授業での進め方や、物の片付け方を統一し、分かりやすく視覚化する。
例 机に物をかけるときは、奇数列は左、偶数列は右にする等
方法を統一し、カードなど視覚化する。
- 2 やるべき活動を順序付け、見通しを立てて伝える。
例 「①」「②」の順番を付け、最初から最後までの一連した動作を伝える。
- 3 予定の変更がある場合は、事前に必ず説明をする。
例 変更点がいづ、どこで活動できるのかを視覚化する。「体育は体育館に変更」と掲示する。
- 4 学級での得意活動・得意の仕事・得意活動などのやり方は、毎週決まった表示を付けるなど視覚化し課題を防ぐ。
例 各々の手帳を机の上に貼っておく

＜特性の計画と上手な対応＞

- 1 「スモールステップ」で活動を区切り、「できた！」の肯定感、成功体験を大切に。
例 10問問題をあれば最初に5問行い合格印を押す。次に残りの5問を行う。
- 2 禁止態度は必ず肯定態度で受け止める。
例 「もうかばは走ってはいけません！」→「もうかばは歩きます。」
- 3 感覚の特性（音やにおい）に敏感、味覚や食感感覚に苦手さが強い（など）は理解し、配慮させるより配慮をする。
例 「理解をもった態度」を行う。

- 4 「理解をもった態度」を行う。
例 始業に決意でない程度の行動・ひとり言には「悪いやりの無関心」
- 5 本人の意志表示・ヘルプ要請の方法を工夫して受け入れる。
例 支援グッズの利用

＜コミュニケーションを重視した集団づくり＞

- 1 「あいさつ」と「返事」を大切に。
あいさつは誰にでも行えるコミュニケーションであることを子どもたちに伝える。
- 2 「コミュニケーションタイム」を習慣的につくる。
例 朝の時間・学級でのショートエクササイズ、休み時間のクラス遊び等
- 3 人それぞれの違いを認め合う事のできる環境づくりをする。
例 「分組」という方法を上手に利用し「協力」「チームワーク」を意識させ、声掛けする。

ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくり（２）

【わかりやすい授業づくり】

＜授業の円滑化＞ルールが明確になっている～＞

- 1 **チャーム言葉、授業進捗のルールを具体的に示す。**
例 授業ごとに準備する道具のセットの仕方が決められている
「チャーム言葉OK、準備もOK」と**毎回評価し、褒めることで行動を強化する。**
- 2 **注目に関するルールを具体的に示す。**
例 「注目！」と言ったら、全員がおしやべりをやめ、黙し手に顔を向ける等、注目の仕方が明確になっている
- 3 **発言に関するルールを具体的に示す。**
例 「質問はありますか」などの発言があつてから、手をあげて、指名されてから発言するなどのルールがある
例 「はい」→（立つ）→「～です」などのルールがある
- 4 **不適切な行動への対応のルールを具体的に示す。**
不適切な行動があつた場合、教員は過剰反応せず、ルールに従って淡々と指導する
例 発言のルールが守れず黙した時、制止するためのジェスチャーがある

【落ち着ける環境づくり】

授業的な刺激や視覚的な刺激を受けやすい児童・生徒がいます。少しでも集中して授業に臨めるように、落ち着いた環境を整えていきましょう。

集中しやすい環境づくり



気が散りやすい児童・生徒や集中して取り組めない児童・生徒は周りの刺激を受けやすいため、刺激となるものを極力減らすことで集中を持続させることが大切です。

＜集中できる授業の組み立て＞～わかる授業づくり～＞

- 1 **学習活動の開始と終了が明確に示されている。**
例 「この学習の終了は今から〇分後です。はじめてください。」途中で「あと〇分です。」終了時「終了。」と伝える（タイマーがあるとよい）
- 2 **授業をパターン化するなど見通しを持たせやすくする。**
例 作業後はワークシート、説明後は質問タイム、基礎問題を早く終えた人は応用問題に挑戦してみる等、**授業の流れをパターン化する。**
授業の最初に進行の流れを板書する。また、授業目標や参照するページ等を書いておく



学校生活支援シート（１）

※取扱注意

年度

作成開始日

最終更新日

学 校 生 活 支 援 シ ー ト

児童・生徒の情報

ふりがな			性別		年 齢	
氏名			生年月日			
在籍校	東大和市立第	学校	年	組		
学級担任			コーディネーター			
特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級		年 月 日 ～ 年 月 日				
引継内容 ／備考	・就学支援シート 提出あり／なし					

■ 学校生活に望んでいることや願い

本人	
保護者	

■ 児童・生徒の様子（主訴、課題、環境、本人の能力、興味関心があること等）

--

■ 支援の目標

学校の指導・支援	家庭での支援

共通記号	対応 プラン	ア) 校内対応、イ) 環境調整、ウ) 授業中の配慮、エ) 人的補充(補数体制)、オ) 取り出し・個別対応 カ) 校内委員会、キ) SC対応、ク) 不登校支援、ケ) 個別指導計画の作成、コ) その他
	連携 機関	A 保護者、B さわやか教育相談室、C サポートルーム、D 巡回相談(市)、E 巡回相談(都)、F SSW G 子ども家庭センター、H 保健センター、I 児童相談所、J 就学支援委員会、K その他

学校生活支援シート（２）

※取扱注意

■ 医療受診歴・各種機関への相談歴・検査記録 など

--

■ 支援機関の支援

在籍校	年度	年 組	担任名:
	年度	年 組	担任名:
	年度	年 組	担任名:
	支援機関:	担当者:	連絡先: 期間()~()
	支援内容:		
	支援機関:	担当者:	連絡先: 期間()~()
	支援内容:		
	支援機関:	担当者:	連絡先: 期間()~()
	支援内容:		
	支援機関:	担当者:	連絡先: 期間()~()
	支援内容:		
	支援機関:	担当者:	連絡先: 期間()~()
	支援内容:		

■ 支援会議・面談の記録

日付	出席者	内容・引継事項 など

評価欄

■ 成長の様子・来年度への引継ぎ・就学支援委員会への所見・支援教室の利用目的 など

--

■ 次年度における保護者意向

☐ 継続 ☐ 中止 (確認日: 年 月 日)

以上の内容について了解し確認しました。

令和 年 月 日 保護者氏名

個別指導計画（１）

※取扱注意

年度		作成開始日		最終開始日	
個 別 指 導 計 画					
児童・生徒の情報					
ふりがな			性別	年 齢	
氏名			生年月日	年 月 日	
在籍校	東大和市立第	学校	年	組	
通級指導学級・特別支援教室	年 月 日		～	年 月 日	
記入者		学級担任		コーディネーター	
実 態 と 手 立 て					
数科学習					
社会性・行動面					
運動・手先の器用さ					
その他 (身辺処理等)					
在籍学級の目標					
特別支援教室の目標					
指 導 上 の 目 標 設 定					
長期目標①					
短期目標①					
短期目標②					
短期目標③					
長期目標②					
短期目標①					
短期目標②					
短期目標③					

個別指導計画（２）

※取扱注意

支 援 内 容				
対応 プラン	ア) 校内対応、イ) 環境調整、ウ) 授業中の配慮、 エ) 人的補充(補教体制)、オ) 取り出し・個別対応、カ) 校内委員会、 キ) SC対応、ク) 不登校支援、ケ) 特別支援教室、コ) その他		連携 機関	A 保護者、B さわやか教育相談室、C サポートルーム、 D 巡回相談(市)、E 巡回相談(都)、F SSW、G 子ども家庭センター、 H 保健センター、I 児童相談所、J 就学支援委員会、K その他
日付／ 記載者	長期 No.	短期 No.	具体的な手立て (対応プラン、連携機関など)	評価
総合的な評価・所見				

特別支援教室リーフレット（小学校）

〈表〉

特別支援教室利用の流れ

- ① 相談・見学**
担任の先生にご相談のうえ、拠点校へ見学の申込みをしてください。
- ② 申込み**
東大和市教育委員会 教育指導課窓口（本庁舎5階3番）にご来庁ください。申込書類の記入と相談員による面談を行います。
- ③ 心理検査**
相談員による心理検査の実施、または検査結果の提供をお願いします。
- ④ 会議にかかるための準備**
教育委員会から学校へお子さんの様子をまとめた資料の作成依頼をします。また、必要に応じて保護者と校長先生との面談やお子さんに体験授業をしていただく場合があります。
- ⑤ 判定会議の実施**
教育委員会、小・中学校管理職、巡回指導教員等で話し合います。
- ⑥ 結果通知**
2週間以内に教育委員会から審議結果のご連絡をします。
- ⑦ 利用開始**
各拠点校から特別支援教室の利用開始日についてご連絡します。原則、次の学期から開始となります。

【問合せ】 東大和市教育委員会 学校教育部教育指導課
☎ 042-563-2111(代表) 内線 1525～1527
✉ shidoh@city.higashiyamato.lg.jp

第二小学校（くぬぎ学級）

第六小学校（けやき学級）

第七小学校（ななもり学級）

特別支援教室

拠点校	巡回校
第二小学校 くぬぎ学級 南街 3-61-2 (☎561-1131)	第八小学校 第十小学校
第六小学校 けやき学級 仲原 1-5-1 (☎562-3755)	第三小学校 第四小学校 第五小学校
第七小学校 ななもり学級 茅窪 5-1171 (☎563-3851)	第一小学校 第九小学校

東大和市教育委員会

〈裏〉

特別支援教室ってなに？

- 特別支援教室は、集団に適応できにくい子どもたちが、本来自分が持っている力を十分に発揮し、自信をもって学校生活が送れるように支援することを目的とした教室です。

授業中の立ち歩きや、音楽しているときも常に体が動いて、学習に集中できない。しゃべることをやめられない。

考える力はあるのに、算数だけでなく、四則計算が定着しない。

10、11、12...20、30
40、41、50...
70、80、90...
99、100

周りのみんなと、どう付き合っていかわからない。

運動や身体の動きが器用にできず、学校生活にさまざまな困難がある。マットや鉄棒、ボール運動がうまくできない。

こだわりがあって、切り替えがうまくできない。新しいことに対して不安がある。

考える力はあるのに、文を読んだり書いたりすることが苦手。

特別支援教室のしくみ

- 『特別支援教室』は、通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害等で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要としている児童を対象としています。
- 特別支援教室の拠点校から『巡回指導教員』と呼ばれる先生が、お子さんの在籍する学校（在籍校）を訪問して授業を行います。
- 必要に応じてお子さんの課題解決のために保護者送迎のもと、拠点校に通って指導を受けることも可能です。

在籍校 → 全校に設置している特別支援教室へ教員が巡回して指導します → 特別支援教室 拠点校

特別支援教室での指導について

- 決められた曜日・時間に、校内の特別支援教室、または拠点校の特別支援教室に通います。
- 一人ひとりの課題に応じて、保護者と相談しながら『個別指導計画』を作成し、支援・指導を行います。
- 『個別の学習』と『小集団での学習』を組み合わせて行うことで、在籍校での適応を高めます。

特別支援教室での授業内容

個別の学習

成功体験を積み重ね、自信をもって学校生活が過ごせるように、意欲を育てます。

- 生活の振り返りを行い、自分の気持ちを言葉で表して整理する。また、実際の場面の練習をする。
- 学習のつまずきの原因を見つけて、一人ひとりの課題にあった教材を使って学習方法を学ぶ。
- 集中力の保ち方、身体の使い方、手先の使い方を育成する。

小集団での学習

少人数の集団で活動し、人との関わり合いを中心に、相手や社会を意識した適応力を育てます。

- 集団生活への適応や生活習慣の定着を図る。
- ルールや勝敗のあるゲームや活動を通し、他者との関わりや自己の行動、感情の調整を行う。
- 状況を理解し、話の聞き方や話し方等、人と上手に関わるコミュニケーションスキルの獲得。
- 小集団での体験活動を通し、発表や話し合いの場面で自分の意見を出したり、相手を受け入れて折り合いをつけたりすることを学ぶ。

特別支援教室リーフレット（中学校）

〈表〉

特別支援教室利用の流れ

- ① 相談・見学**
担任の先生にご相談のうえ、拠点校へ見学の申込みをしてください。
- ② 申込み**
東大和市教育委員会 教育指導課窓口（本庁舎5階3番）にご来庁ください。申込書類の記入と相談員による面談を行います。
- ③ 心理検査の実施**
相談員による心理検査の実施、または検査結果の提供をお願いします。
- ④ 会議にかかるための準備**
教育委員会から学校へお子さんの様子をまとめた資料の作成依頼をします。また、必要に応じて保護者と校長先生との面接やお子さんに体験授業をしていただく場合があります。
- ⑤ 判定会議の実施**
教育委員会、小・中学校管理職、巡回指導教員等話し合います。
- ⑥ 結果通知**
2週間以内に教育委員会から審議結果のご連絡をします。
- ⑦ 利用開始**
各拠点校から特別支援教室の利用開始日についてご連絡します。原則、次の学期から開始となります。

拠点校と巡回校

二中グループ
拠点校 第二中学校 ステップ教室
 東大和市南街 3-60-4
 ☎042-561-0195(直通)
巡回校 第四中学校 ステップ教室
 第五中学校 ステップ教室

三中グループ
拠点校 第三中学校 ステップ教室
 東大和市仲原 2-7
 ☎042-564-5417(直通)
巡回校 第一中学校 ステップ教室

【問合せ】
 東大和市教育委員会 学校教育部 教育指導課
 ☎ 042-563-2111(代表) 内線 1525~1527
 ✉ shidoh@city.higashiyamato.lg.jp

東大和市立中学校の

特別支援教室

東大和市教育委員会

〈裏〉

こんなことに困っていませんか？

- ✓ 気持ちの切り替えが難しい
ひとつのことが気になると切り替えがうまくいきかない。集団行動に乗り遅れてしまう。
- ✓ コミュニケーションがうまくとれない
思ったことをうまく言えず、周りのみんなとどう付き合っていくかわからない。
- ✓ 運動や体の動きが器用にできない
手先が不器用で、うまく道具や楽器が使えない。
- ✓ 落ち着いて授業に参加できない
授業中立ち歩いちゃう。勉強に集中できなくて、しゃべり続けてしまう。
- ✓ 得意・不得意の差が大きくて本来の力を発揮しにくい
考えることは得意だけど、文章を讀んだり、書いたりするのが苦手。

特別支援教室ってなに？

- ◆ 「特別支援教室」は、市内全小中学校の校内に設置されている教室です。
- ◆ 集団にうまく関われなかったり、適応ができなかったりするお子さんのための教室です。
- ◆ 個々の指導や少人数での集団活動を通して、本来持っている自分の力を発揮して自信をもって学校生活を送れるように、サポートすることを目的としています。

特別支援教室のしくみ

- ◆ 特別支援教室の拠点校から「巡回指導教員」と呼ばれる先生が、決められた曜日・時間にお子さんの在籍する学校を訪問して、校内の特別支援教室で授業を行います。
- ◆ お子さん一人ひとりの課題に応じて、指導内容や方法、時間数などを保護者や在籍校と相談して決めていきます。
- ◆ 必要に応じて、従来どおり拠点校に通って指導を受けることもできます。

特別支援教室で何の授業をするの？

個別の学習

成功体験を積み重ね、自信をもって学校生活が過ごせるように、意欲を育てます。

- 生活の振り返りを行い、自分の気持ちを言葉に表して心の整理をする。
- 学習のつまづきの原因を見つけて、一人ひとりの課題に合った教材を使って学習方法を学ぶ。
- 集中力の保ち方、手先や身体の使用方を育成する。

小集団での学習

少人数でのグループ活動の中で、他者とのコミュニケーションや、ルールを意識した適応力を育てます。

- ルールや勝敗のあるゲームや活動の中で、他者との関わりや自己の行動・感情の調整の仕方を学ぶ。
- 状況を理解しながら、話を聞いたり、人に話したりできるようにコミュニケーションスキルを学ぶ。
- 発表や話し合いを通じて、自分の意見を出したり、相手の意見を受け入れたりして、お互いに折り合いをつけることを学ぶ。

特別支援教育啓発パンフレット（未就学児保護者向け）

就学までのスケジュール

4月	・就学相談の申込み開始（希望者のみ）【4/1号市報掲載】
5月～	
9月	・就学時健康診断のご案内を発送（9月下旬頃）
10月	・新入学児童名簿の作成
11月	・就学時健康診断の実施（10月～11月） 就学支援シートの配布
12月	
1月	・教育委員会から就学通知を発送
2月	・入学説明会 就学支援シートの提出
3月	
翌年4月	・小学校入学

お子さんに関する各種相談先

相談事業名	相談内容等	問い合わせ先
就学相談	就学にあたっての心配や心身に障害のある児童・生徒の適切な就学先の相談、特別支援学校・特別支援教室・通級指導学級への利用相談を行います。	教育指導課 特別支援教育係 市役所5階3番 042-563-2111 内線1525/1526
学校巡回相談	学校での様子を巡回相談員（臨床心理士等）が行動観察して、担任や保護者へ説明・相談を行います。	
さわやか教育相談室	発達、行動面、就学にあたっての心配など、お子さんに関する全般的な悩みの相談を行います。	さわやか教育相談室（要予約） 042-562-7911 開室：月～金 午前10時～午後5時
子どもと家庭の総合相談	0歳から18歳未満の子育てに関するあらゆる相談に対応します。	子ども家庭支援センター 042-565-3651
発達・発達相談（育児・一般）	お子さんの発達や発達、育児について、健診や専門職員（保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師、心理相談員）による相談を行います。	健康課（保健センター） 042-565-5211

※各相談窓口は、ご相談内容に応じて適切な相談機関へ引継ぎをします。

子どもたちが 楽しく生き生きと 学校生活を送るために



東大和市では、子どもたちがすこやかに育ち自立していけるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行ってまいります。

東大和市教育委員会
教育指導課 特別支援教育係
所在地 東大和市中央3-930
電話 042-563-2111
(内線1527～1525)

気になることはありませんか？

子どもの成長や発達、一人一人違います。
お子さんの成長を見守る中で、気になることってありませんか？



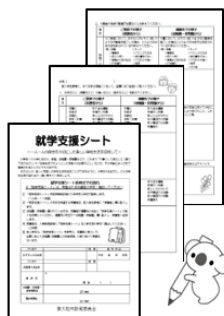
小学校入学前に準備しておきたいこと

幼稚園、保育園から小学校へあがる時に、お子さんの特徴を正しくつかみ、円滑に教育的支援をつなぐことが大切です。

市では、就学時健康診断の際に、全ての入学予定者に**就学支援シート**を配布しています。

就学支援シートは、幼稚園や保育園が作成する要録（※）とは異なり、保護者と幼稚園・保育園の先生が協力して作成します。入学する小学校に、お子さんの「好きなこと・得意なこと」「嫌いなこと・苦手なこと」など、学校生活で必要となる情報を直接伝えるためのツールです。

※要録とは？…幼稚園・保育園の先生が作成する「幼稚園幼児指導要録」と「保育所児童保育要録」のことです。



▲就学支援シートの見本

幼稚園・保育園から小学校へ支援をつなげます

就学支援シートの様式は、入学時から安心して小学校生活を送れるように考えられています。入学と同時に適切な支援を受けるためにも、積極的な活用をお願いしております。

小学校ではこれらをもとに、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行っていきます。入学後は、個別支援カード・個別指導計画等を作成し、保護者と連携を図り、支援をつないでいきます。



一人一人の必要性に応じた教育

どの子どもにも、それぞれの課題や特性があります。

市では、多様な教育ニーズや発達の状態等に応じた教育を行うために、通常学級のほか、少人数学級で個別指導を中心とする**特別支援学級（固定制）**、学習面や行動面の一部の特別な支援を週1回程度利用する**特別支援教室**や**ことばの教室**を設置しています。

東大和市の特別支援教育	特別支援教室	小学校全校 通常学級での学習におおむね参加できているものの、行動面や一部学習のつまづきがあり、個別に改善・補充を必要とする児童が対象です。 在籍する学校の特別支援教室で指導を受けます。
	ことばの教室（通級制）	通常学級での学習に参加でき、ことばの発達に課題があり、特別支援学級・特別支援学級での指導が不要な児童が対象です。 第七小学校に週1日60分程度通級して、特別な指導を実施します。
	知的障害学級（固定制）	第三小学校、第九小学校 軽度の知的発達に遅れがあり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、学習では文章を讀んで短くまとめるなどが困難な児童が対象としています。 少人数学級で個々の課題に応じた教育を実施します。

自立活動の目標と内容（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領より）

自立活動の目標と内容（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領より）

1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

2 内容

1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康の状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

学習と行動のチェックリスト（小学校1、2学年用）（1）

※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

様式1-1		記入日		年	月
学年・児童名		記入者	在籍学級担任		

学習と行動のチェックリスト（小学校1、2学年用）

※評価：できる→A ほぼできる→B あまりできない→C できない→D 未確認→未

【達成度の目安】 A：80%以上 B：80～50% C：50～30% D：30%以下

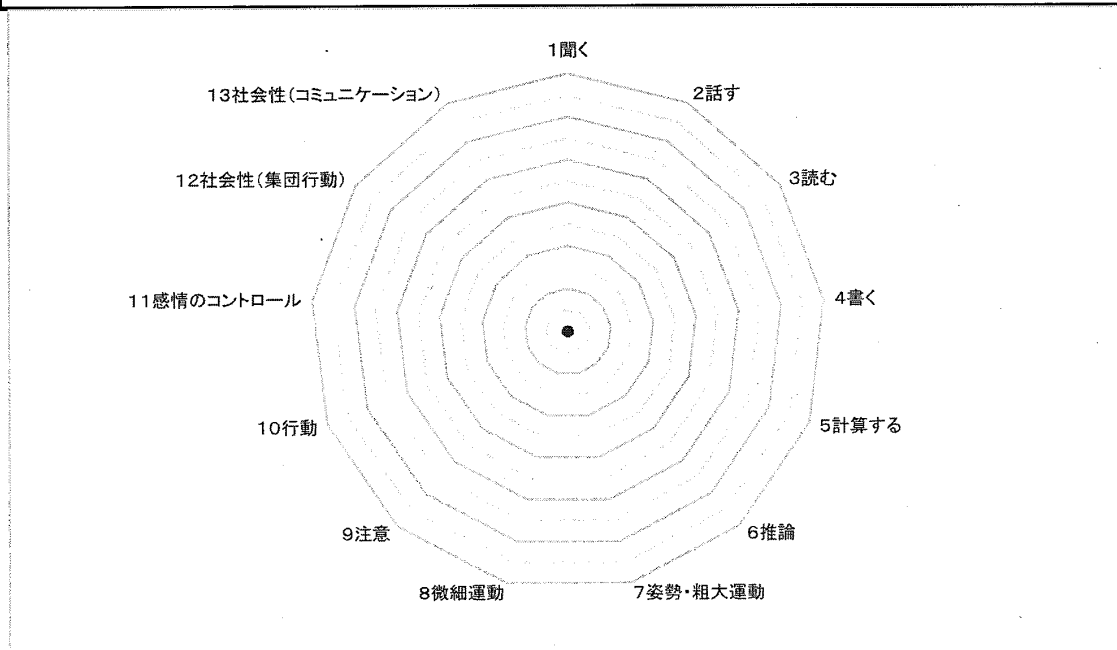
区 分		項 目	評 価					備 考
			A	B	C	D	未	
1 聞く	①	個別に出された口頭の指示を聞いて行動できる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	一斉の指示を聞いて行動できる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	聞きまちがいがなく、話の内容を覚えることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
2 話す	①	単語の羅列ではなく、文として話することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	自分の意思を教師に伝えることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	教師に内容をわかりやすく伝えることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
3 読む	①	既習の文字を読むことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	学年で使用する教科書の一文を流ちょうに読むことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	説明文の内容を読み取ることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
4 書く	①	既習の文字を書くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	字の形や、大きさを整えて書くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	決められた時間内で板書を写すことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
5 計算する	①	学年相応に簡単な計算ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	学年相応に簡単な暗算ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	5、10とまとめて数えることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
6 推論	①	学年相応に図形を描くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	学年相応に量を比較することや、量を表す単位を理解することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	手本や例示を基に考え、必要に応じて修正することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
7 粗姿大勢運動	①	全身を使った運動ができる。（スキップ、ボール運動等）	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	つま先立ちや片足立ちができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	スタートの合図で、全力疾走（30m程度）ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
8 微細運動	①	配られたプリント等を角を合わせて半分に分ることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	線に沿って紙をはさみで切ることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	箸を使うことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
9 注意	①	身の回りの整理整頓や物の管理ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	人の話に注意を向けて聞くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	最後まで集中してやり遂げることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	

学習と行動のチェックリスト（小学校1、2学年用）（2）

※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

10. 行動	①	着席し、むやみに手足を動かさず、授業を受けることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	②	それぞれ勝手に落ち着いて行動することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	③	話の途中で割り込まず、最後まで人の話を聞くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
11. 感情のコントロール	①	予定に変更が生じても順応した行動ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	②	何かに固執しないで行動することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	③	パニックを起こさず感情をコントロールすることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
12. 社会性 (集団行動)	①	きまりを守った行動ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	②	みんなと一緒にの行動（集団行動）がとれる。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	③	場所をわきまえた行動がとれる。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
13. 社会性 (コミュニケーション)	①	友達と一緒にトラブルなく遊ぶことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	②	人に対して親しみをもった発言や行動をすることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	③	相手に合わせた言葉づかいができる。	☐	☐	☐	☐	☐	☐

児童の得意な点や興味・関心のある事柄



学習と行動のチェックリスト（小学校3、4、5、6学年用）（1）

※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

様式1-2

記入日

年 月

学年・児童名		記入者	在籍学級担任	
--------	--	-----	--------	--

学習と行動のチェックリスト（小学校3、4、5、6学年用）

※評価：できる→A ほぼできる→B あまりできない→C できない→D 未確認→未

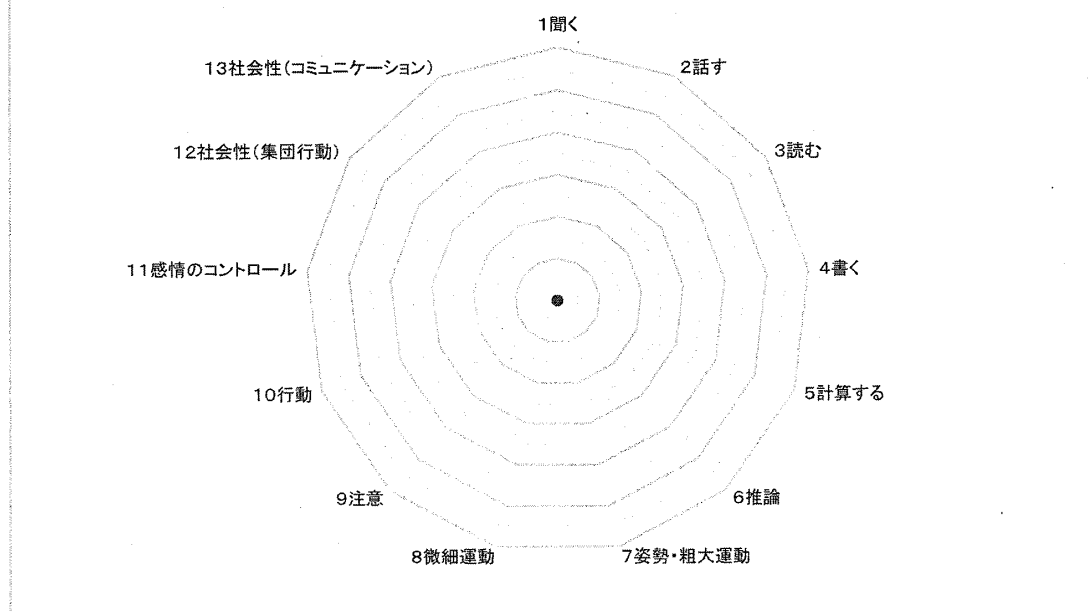
【達成度の目安】 A：80%以上 B：80～50% C：50～30% D：30%以下

区 分	項 目	評 価					備 考
		A	B	C	D	未	
1 聞 く	① 個別に出された口頭の指示を聞いて行動できる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	② 一斉の指示を聞いて行動できる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③ 聞きまちがいがなく、話の内容を覚えることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
2 話 す	① 単語の羅列ではなく、文として話することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	② 自分の意思を教師や友達に伝えることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③ 経験したことを順序よく話すことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
3 読 む	① 既習の漢字を読むことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	② 学年で使用する教科書の一文を流ちょうに読むことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③ 説明文や物語文の内容を読み取ることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
4 書 く	① 既習の漢字を形や大きさを整えて書くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	② 決められた時間内で板書を写すことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③ 話を聞いてメモにまとめることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
5 計 算 す る	① 学年相応に簡単な計算ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	② 学年相応に簡単な筆算ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③ かけ算九九を使って問題を解くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
6 推 論	① 学年相応に図形を描くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	② 学年相応に量を比較することや、量を表す単位を理解することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③ 目的に沿って行動を計画し、必要に応じて修正することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
7 粗 姿 大 勢 運 動	① 授業中に一定時間姿勢を保つことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	② 全身を使った運動ができる。（スキップ、ボール運動、縄跳び等）	☐	☐	☐	☐	☐	
	③ 身体を使った模倣ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
8 微 細 運 動	① 配られたプリント等を角を合わせて半分に分ることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	② はさみやコンパスを扱うことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③ 箸で物をつまむことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
9 注 意	① 身の回りの整理整頓や物の管理ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	② 人の話に注意を向けて聞くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③ 最後まで集中してやり遂げることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	

学習と行動のチェックリスト（小学校3、4、5、6学年用）（2）

※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

10. 行動	①	着席し、むやみに手足を動かさず、授業を受けることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	そわそわせず落ち着いて行動することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	話の途中で割り込まず、最後まで人の話を聞くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
11. 感情のコントロール	①	予定に変更が生じても順応した行動ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	何かに固執しないで行動することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	パニックを起こさず感情をコントロールすることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
12. 社会性 （集団行動）	①	きまりを守った行動ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	みんなと一緒にの行動（集団行動）がとれる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	場所をわきまえた行動がとれる。	☐	☐	☐	☐	☐	
13. 社会性 （コミュニケーション）	①	友達と一緒にトラブルなく遊ぶことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	人に対して親しみをもった発言や行動をすることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	相手に合わせた言葉づかいができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
児童の得意な点や興味・関心のある事柄								



学習と行動のチェックリスト（中学生用）（1）

※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

様式1-3

記入日

年 月

学年・生徒名

記入者

在籍学級担任

学習と行動のチェックリスト（中学生用）

※評価：できる→A ほぼできる→B あまりできない→C できない→D 未確認→未

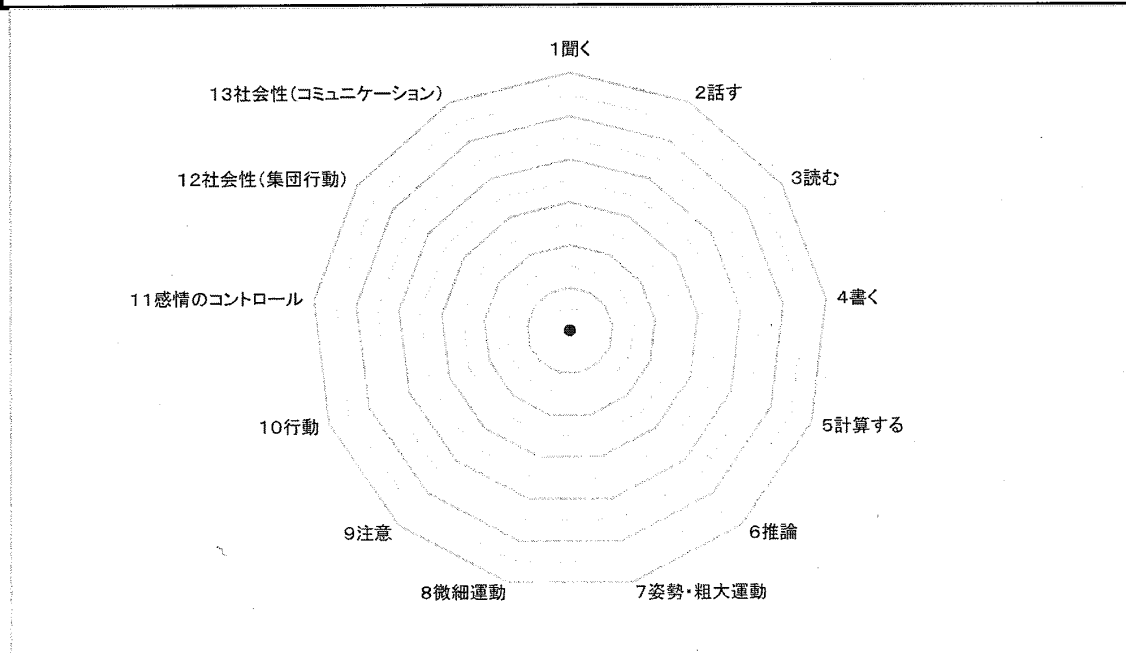
【達成度の目安】 A：80%以上 B：80～50% C：50～30% D：30%以下

区 分		項 目	評 価					備 考
			A	B	C	D	未	
1 聞く	①	個別に出された口頭の指示を聞いて行動できる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	一斉の指示を聞いて行動できる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	聞きまちがいがなく、話の内容を覚えることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
2 話す	①	適切な速さで、文としてスムーズに話すことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	自分の意思を適切に相手に伝えることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	経験したことを順序よく話すことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
3 読む	①	既習の漢字や英単語を読むことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	学年で使用する教科書の一文を流ちょうに読むことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	説明文や物語文の内容を読み取ることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
4 書く	①	既習の漢字や英単語を書くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	決められた時間内で板書を正確に写すことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	目的や意図に応じて、一定量の文章を書くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
5 計算する	①	整数2けた程度の四則計算ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	複数の手続きを要する問題を解くことができる。（立式が2つ必要など）	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	定規やグラフの目盛りの読み取りができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
6 推論	①	学年相応に図形を描くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	学年相応の量を比較することや、量を表す単位を理解することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	目的に沿って行動を計画し、必要に応じて修正することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
7 粗大運動	①	授業中に一定時間姿勢を保つことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	全身を使った運動ができる。（スキップ、ボール運動、縄跳び等）	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	手本をまねてダンスなどを行うことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
8 微細運動	①	配られたプリント等を角を合わせて半分に折ることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	鉛筆や筆の筆圧を調節することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	蝶結びができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
9 注意	①	身の回りの整理整頓や物の管理ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	②	人の話に注意を向けて聞くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③	最後まで集中してやり遂げることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	

学習と行動のチェックリスト（中学生用）（2）

※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

10. 行動	① 着席し、むやみに手足を動かさず、授業を受けることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	② そわそわせず落ち着いて行動することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③ 話の途中に割り込まず、最後まで人の話を聞くことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
11. 感情のコントロール	① 予定に変更が生じても順応した行動ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	② 何かに固執しないで行動することができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③ パニックを起こさず感情をコントロールすることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
12. 社会性 (集団行動)	① きまりを守った行動ができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	② みんなと一緒に行動（集団行動）がとれる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③ 場所をわきまえた行動がとれる。	☐	☐	☐	☐	☐	
13. 社会性 (Personalities)	① 休み時間など、友達と一緒にトラブルなく過ごすことができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	② 人に対して親しみや思いやりをもった発言や行動をすることができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
	③ 相手に合わせた言葉づかいができる。	☐	☐	☐	☐	☐	
生徒の得意な点や興味・関心のある事柄							



文字の読み書きチェックリスト

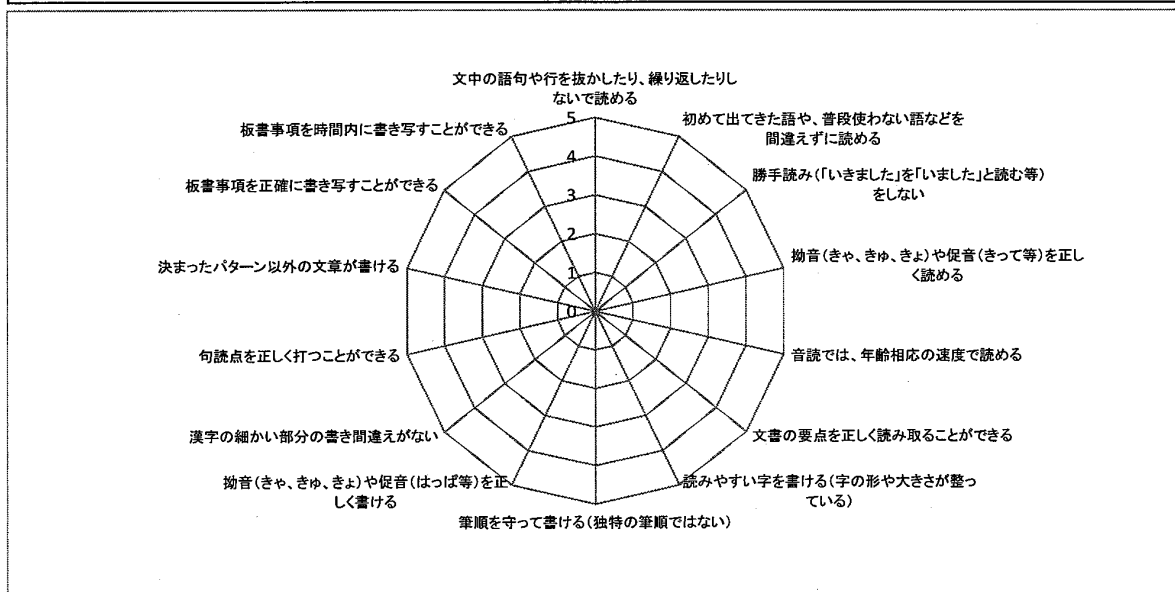
※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

様式2-1

文字の読み書きチェックリスト

対象児童		記入者		記入日					
学校名		学年・学級		令和〇年〇月〇日					
〇〇学校		〇年〇組							
読み書きに関する項目		チェック	〇できない 〇課題がある	〇できることもある 〇少しできる 〇ほとんど課題	〇時々できる 〇まあまあできる 〇時々課題になる	〇だいたいできる 〇普通にできる 〇たまに課題になる	〇いつでもできる 〇よくできる 〇全く課題がない	前回の 結果	特記事項
読 み	文中の語句や行を抜かしたり、繰り返したりしないで読める								
	初めて出てきた語や、普段使わない語などを間違えずに読める								
	勝手読み(「いきました」を「いました」と読む等)をしない								
	拗音(きゃ、きゅ、きょ)や促音(っ)を正しく読める								
	音読では、年齢相応の速度で読める								
	文書の要点を正しく読み取ることができる								
書 き	読みやすい字を書ける(字の形や大きさが整っている)								
	筆順を守って書ける(独特の筆順ではない)								
	拗音(きゃ、きゅ、きょ)や促音(はっば等)を正しく書ける								
	漢字の細かい部分の書き間違えない								
	句読点を正しく打つことができる								
	決まったパターン以外の文章が書ける								
そ の 他	板書事項を正確に書き写すことができる								
	板書事項を時間内に書き写すことができる								

読み・書きに関する児童の様子



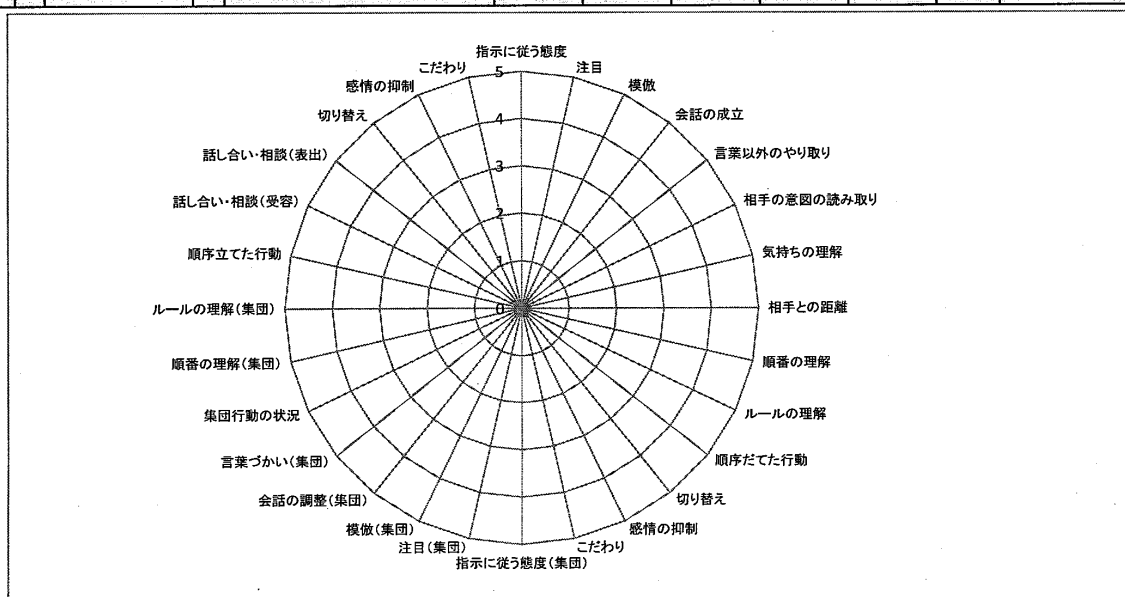
社会性・行動のチェックリスト

※令和3年3月東京都教育委員会発行 特別支援教室の運営ガイドラインより抜粋

様式2-2

社会性・行動のチェックリスト

社会性・行動のチェックリスト			対象児童	記入者		記入日				
			学校名	〇〇学校	学年・学級	〇年〇組				
観察項目等		チェック	観察内容	○できない ○課題がある	○できることもある ○少しできる ○ほとんど課題	○時々できる ○まあまあできる ○時々課題になる	○だいたいできる ○普通にできる ○たまに課題になる	○いつでもできる ○よくできる ○全く課題がない	前回の 結果	特記事項
指導者と一対一の場面	対人関係	指示に従う態度	指示に従って行動する等							
		注目	指示した場所・ものに注目する等							
		模倣	簡単な動作の模倣、手遊び等							
		会話の成立	会話が成り立つ、質問等の適切に答える等							
		言葉以外のやり取り	アイコンタクト・表情や態度の意思疎通							
		相手の意図の読み取り	表情の理解や指さし指示だけで着席する等							
		気持ちの理解	相手の気持ちが理解できる等							
		相手との距離	物や人との適切な距離の把握等							
	順番やルールの理解	順番の理解	相手と順番を守ってやり取りできる等							
		ルールの理解	ルールを守ってやりとりできる等							
		順序だてた行動	スケジュールにそって一人で活動する等							
		情緒のコントロール	切り替え	感情の切り替えができる等						
感情の抑制	自分の感情をコントロールできる等									
こだわり	こだわりが出てしまう等									
集団の中での行動	対人関係		指示に従う態度(集団)	指示に従って行動する等						
		注目(集団)	指導者の指示に注目する等							
		模倣(集団)	簡単な動作の模倣、手遊び等							
		会話の調整(集団)	声のトーンや言葉の抑揚、間のとり方、声の大きさ等							
		言葉づかい(集団)	正しい語句、丁寧な言葉、慣用語で話す等							
		集団行動の状況	列に並んだり、みんなが何をしようとしていることも見て活動できる等							
		順番の理解(集団)	集団のルールが分かり、守りながら活動できる等							
		ルールの理解(集団)	集団のルールが分かり、守りながら活動できる等							
	順番やルールの理解	順序立てた行動	集団の流れの中でスケジュール等にそって活動する等							
		話し合い・相談(受容)	話し合い・相談の場面で、人の意見を受け入れることができる等の受容							
		話し合い・相談(表出)	話し合い・相談の場面で、自分の意見を適切に表出できる(表出)							
		情緒のコントロール	切り替え	気持ちの切り替えができる等						
感情の抑制	自分の感情をコントロールできる等									
こだわり	こだわりが出てしまう等									



用語解説（50 音順）

用語	解説
I C T Information and Communications Technology	情報通信機器の総称。 児童・生徒がその困難さを取り除いたり、軽減したりするための機器。（例：電子黒板、書画カメラ、タブレット端末等）
学校経営方針	教育目標を達成するために学校経営計画の戦略を明らかにしたもの。経営方針は、関係法令や東京都及び市教育委員会の基本方針を踏まえ、校長が作成する。
学校生活支援シート	本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して幼児・児童・生徒を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツール。文部科学省では「個別の教育支援計画」という名称であるが、東京都では、幼児・児童・生徒の学校生活を支えることが支援の中核になることから、学校生活支援シートと呼んでいる。
合理的配慮の提供	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に定められている事項。障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する社会的障壁を取り除くための個別の調整や変更のこと。国の行政機関、地方公共団体等における合理的配慮の提供は法的義務である。
子ども支援員	通常の学級で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の情緒面の安定及び学校生活又は集団生活への適応を図るために、支援を必要とする児童・生徒に対して派遣し、諸問題の解決を図る。
個別指導計画	学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導計画。幼児・児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定して作成する。
児童発達支援	就学前の障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供する。
就学支援委員会	児童・生徒等の就学先の決定に当たって、一人一人の年齢及び能力に応じ、かつ、特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害の状態等を総合的に勘案して判断するために設置している調査・審議機関。
就学支援シート	小学校に入学にあたり、家庭・幼稚園・保育園等でこれまで「大事にしてきたこと」や「日常生活でちょっとした手助けが必要なこと」などを小学校へ伝えるツール。
就学时健康診断	小学校に入学する新1年生を対象に、実施しなければならない。健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保険上必要な助言を行う、特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。 当市では、就学时健康診断の際に児童の行動観察を実施し、支援の必要な子どもの早期発見と早期支援の一つの機会としている。
タブレット端末	GIGA スクール構想において、児童・生徒に1人1台配置したタブレット端末のこと。通常の学級はWindows 端末、特別支援学級はiPad 端末を配置し、それぞれの端末に学習支援ソフトやドリル教材等が導入されている。

特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難さを克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置されている学校。
特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校が、地域の幼稚園や小学校、中学校、高校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条では、「特別支援学校においては、（略）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育諸学校の要請に応じて、第81条第1校に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。」と規定されている。
特別支援教室専門員	巡回指導教員や巡回相談心理士等の巡回日の連絡・調整、児童の行動観察や指導の記録の作成など、巡回指導教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行う職員。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行う。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。 「ユニバーサルデザイン2020」では、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（「心のバリアフリー」分野）として、学校教育における具体的な取組を明示している。
臨床心理士	財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格。市教育委員会の巡回相談員（特別支援教育心理相談員）の要件。

第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 市の特別支援教育の指針となる第三次東大和市特別支援教育推進計画の策定にあたり、有識者、関係団体及び市民の意見を反映させるために、第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見をまとめ、教育長に報告する。

- (1) 特別支援教育に関する基本的な方針に関する事項
- (2) その他特別支援教育推進計画の策定に関し必要な事項

(構成等)

第3条 懇談会は、次に掲げる委員13人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 小・中学校の校長の職にある者 2人
- (3) 小・中学校の特別支援学級の教職員 4人
- (4) 教育指導課長 1人
- (5) 教育相談員 2人
- (6) 公募による市民 3人以内

2 学識経験者は懇談会の円滑な進行を図るため、懇談会においてアドバイザーの役割を担い、特別支援教育制度、市民への理解促進に関すること及びその他特別支援教育推進計画に関し必要な事項等について助言する。

3 懇談会に座長及び副座長を置く。座長は委員の互選により選任し、副座長は座長が指名する。

4 座長は、懇談会を招集し、総括するとともに、懇談会の議長となる。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見等の聴取)

第4条 懇談会は、必要に応じて、懇談会委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第5条 懇談会の庶務は、学校教育部教育指導課において処理する。

(設置期間)

第6条 懇談会の設置期間は、第2条に掲げる事項について意見を教育長に報告するまでとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、第6条に掲げる設置期間の満了をもって、その効力を失う。

【第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会委員名簿】

氏名	選出区分	所属
池田 真枝	小・中学校の特別支援学級の教職員	東大和市立第九小学校 わかば学級教員
岩崎 浩示	小・中学校の校長の職にある者	東大和市立第二中学校長
小野 隆一	教育指導課長	東大和市教育委員会学校教育部 参事兼教育指導課長事務取扱
川畑 眞美	小・中学校の特別支援学級の教職員	東大和市立第七小学校 ななもり学級教員
島田 志野恵	公募による市民	
下条 知淑	小・中学校の校長の職にある者	東大和市立第七小学校長
中橋 文	小・中学校の特別支援学級の教職員	東大和市立第二中学校 ステップ教室教員
西原口 治	教育相談員	サポートルーム主任指導員
本田 未奈	公募による市民	
三森 睦子	学識経験者	星槎大学総合キャリア支援セン ター特任准教授
宮川 由美	教育相談員	東大和市教育委員会 巡回指導員
渡邊 尚彦	小・中学校の特別支援学級の教職員	東大和市立第一中学校 I組教員

【第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会経過】

区分	日程・会場	主な内容
第1回	令和3年 5月25日 午後3時15分 ～4時45分 東大和市役所会議棟	・委員紹介、座長・副座長の選出について ・第三次東大和市特別支援教育推進計画の策定趣旨について ・国・都等の特別支援教育の動向について ・東大和市の特別支援教育の現状について ・意見交換
第2回	令和3年 7月29日 午後3時15分 ～4時45分 東大和市役所会議棟	・東大和市の特別支援教育の現状について ・第二次計画の取組結果について ・計画の構成及び内容について ・重点取組項目について
第3回	令和3年 9月21日 午後3時30分 ～4時45分 東大和市役所会議棟	・計画の取組内容について ・意見交換
第4回	令和3年11月 1日 午後3時30分 ～4時45分 東大和市立中央図書館	・計画（案）について ・意見交換 ・今後のスケジュールについて
第5回	令和4年 1月24日 新型コロナウイルス感染症拡大 防止の観点より書面開催	・パブリックコメント及び関係機関向け調査の実施状況等について ・計画（案）について

【パブリックコメント】

募集期間	計画（案）閲覧方法	意見
令和3年12月6日（月）～ 令和4年1月4日（火）	・市報12月1日号に掲載 ・東大和市公式ホームページに掲載 ・市役所（教育指導課）、公民館、市民センターにおいて計画案の閲覧	2件

第三次東大和市特別支援教育推進計画

令和4年3月

発 行／東大和市教育委員会

編 集／東京都 東大和市教育委員会 学校教育部教育指導課

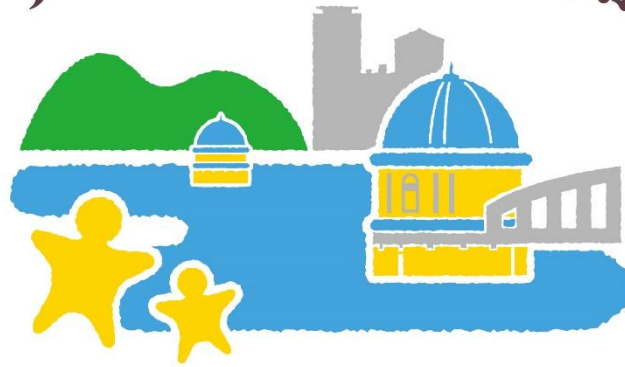
〒207-8585 東京都東大和市中心3-930

TEL (042) 563-2111

FAX (042) 563-5933

印 刷／総務部文書課 印刷室

東京
ゆったり日和



東やまと